

第三十九回国会 衆議院 文教委員會議録 第八号

昭和三十六年十月二十日(金曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

會議長後藤富利外六名(第一二三号)

公立高等学校生徒急増に伴う施設整備臨時措置法の制定等に関する陳情書(岐阜県議會議長土本栄吉(第一五一号))

科学技術教育振興対策確立に関する陳情書(東京都千代田区丸の内一丁目二番地経済団体連合会長石坂泰三外一名(第一五二号))

小、中学校教員の勤務地居住に対する住居手当支給に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村会長市川清矩(第一九二号))

義務教育の技術家庭科設置に伴う施設経費国庫補助に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村会長市川清矩(第一九三号))

広島県に国立高等専門学校設置に関する陳情書(広島県議會議長中津井真(第一九四号))

佐賀市に工業高等専門学校設置に関する陳情書(佐賀市議會議長香田亀次(第一九五号))

鳥取大学農学部農業工学科設置に関する陳情書(鳥取県議會議長藤井政雄(第一九六号))

東京大学工学部の原子力教育研究体制整備拡充に関する陳情書(東京都港区芝田村町一丁目一番地日本原子力産業會議會長青札之助(第一九七号))

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する陳情書(東京都港区芝西久保松川町二十五番地全国連合小学校長會會長鈴木虎秋外十名(第二二七号))

学校給食費国庫補助に関する陳情書(東京都港区芝西久保松川町二十五番地全国連合小学校長會會長鈴木虎秋(第二二八号))

義務教育学校の教材費国庫負担増額に関する陳情書(東京都港区芝西久保松川町二十五番地全国連合小学校長會會長鈴木虎秋(第二二九号))

義務教育の技術家庭科設置に伴う施設経費国庫補助に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村議會議長會會長樋口友太(第二三二号))

義務教育施設整備のための国庫補助基準額正に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長會會長高山義三(第二七〇号))

義務教育施設の整備拡充に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長會會長高山義三(第二七一七号))

社会教育等に対する国庫補助増額に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長會會長高山義三(第二七二二号))

教科書、修学旅行費等に対する補助金増額に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長會會長高山義三(第二七三三号))

本日の會議に付した案件

公立高等学校の設置、適正配置及び

教職員定数の標準等に関する法律案

(内閣提出第二二二号)

学校教育に関する件

○櫻内委員長 これより會議を開きます。

学校教育に関する件等について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。横路節雄君。

○横路委員 きょうも文部大臣、文教委員会にはあまり時間が無いようなので、きょうは私、予定している問題をできるだけ端的にお尋ねをしたい、こう思っております。

まず第一番目に、きょうのお尋ねをしたのですが、昭和三十三年五月十七日岩手県教育長から内藤局長あてに照会がございました。学力調査の点でございまして、まずこの点もう一べん確認をしておきたいと思うのです。それはきのう指摘をしましたように、「指定統計調査以外で、国が行う学力調査等委託統計調査について、当該事務を教委が受託した場合においても、前記二及び三の場合と同様に解してよろしいか。」これはどういう意味かというところ、この文面は、国が行う学力調査など委託統計調査については、当該事務を教育委員会が受託した場合においては前記二というの、教育委員会が受託した場合においては学校長または教員はこれについて拒否できない、という義務があるのだというのが二のこ

とです。それから三のことについては、この場合もしもある特定の要求を遂行するための手段として、共同して報告の提出を拒み、調査の実施を阻害するがごとき行為は、それ自体違法と解さかどうか、その通りだ、こういうことです。だからきょうこの問題についてお尋ねをしておるうちに、国が行う学力調査など委託統計調査——きのうもここでこの文面をめぐって、国語についての議論をしました、明らかに文部省の回答は、これに対してどうあつて解釈をしよう、国が行う学力調査等委託統計調査について「だから、国が行う学力調査は委託統計調査なんだ、だから当該事務を、教育委員会が受託した場合には義務が発生するのだ、受託しない場合においては義務が発生しない」ということなんだ、そのことをまずここで御答弁いただきたい。

○内藤政府委員 委託統計調査について受託した場合には義務が発生する、これはお説の通りです。そこで学力調査が、委託の場合もあるし、五十四条二項に基づく場合もあるわけなんです。この文面から見ますと、委託統計調査について受託した場合には義務が発生する。そうだからといって学力調査は全部委託調査だ、こういう結論にはならぬわけでありまして、学力調査は委託でやる場合もあるだろうし、五十四条二項に基づく場合もある。そこで五十四条二項に基づく場合は、これは別の問題であります。

十月二十日

委員山崎始男君辞任につき、その補欠として横路節雄君が議長の名目で委員に選任された。

十月十九日

新教育課程実施に伴う財源措置に関する陳情書(岡山県英田郡美作町議

第一類第六号 文教委員會議録第八号

昭和三十六年十月二十日

第一類第六号

第一類第六号

第一類第六号

第一類第六号

○横路委員 この中で指摘しているのは、国が行なう学力調査は委託調査だということです。あなたは三十四年の十二月の終わりになつてから、北海道教育委員会の教育長がこの問題を取り上げて、委託では教育委員会が受託した場合では受託しない場合では受託しないじゃないか、こういうので、あなたの方では一年半たつて初めて、これは大へんだというので、五十四条二項の問題との関連で取り上げている。ここで聞いているのは、五十四条二項は明らかに指定統計調査なんで、国が行なう学力調査は明らかに委託調査だ、こういっておるのです。今国が行なう学力調査で委託調査はあるんです。現に今までどういふことをやっているのですか。

○内藤政府委員 この点は、私はこの文章を見ていただければわかると思いますが、委託統計調査について受託した場合に義務が発生するというのをいっておるのであつて、学力調査が全部委託調査であるということじゃないのです。学力調査等で委託統計調査についてこの規定をしたのであります。それでは五十四条二項の学力調査と委託調査とどういふ違いがあるかと申しますと、たとえば実験学校にある種の学力調査を依頼する、これは今までもずいぶんございしますが、そういう場合に委託した場合については受託の義務が発生するのです。文部省が三十一年からやりましたサンプリングの調査は全部五十四条二項の調査でございしますから、これは関係ないわけでありまして、委託統計調査については当該事務

を教育委員会が受託した場合において前記二及び三の場合と同様に解する、こういうふうに切つておるけれども、この文章はそうでないです。指定統計調査以外で、国が行なう学力調査等委託統計調査について、こうなつておる。そういうふうに今五十四条二項との関係でこの問題が非常に紛糾してきただけで、これは私の推測ですが、おそらく道の教育委員会の教育長とあなたの方で打ち合わせをしたかしないかわからないけれども、あなたの方は一年半たつてから回答を出しておる。しかもこの文章を二つに分けて、国が行なう学力調査等で切つておいて、そして委託統計調査について当該事務を教育委員会が受託する場合もあるし、受託しない場合もある、こういうことを言つておるが、そうじゃないのです。国が行なう学力調査等となつておる。そして委託調査を受けておるのだから、国が行なう学力調査等委託統計調査について、こうなつておるので、あなたあまり強弁です。しかしこの問題はあなたの方では一年半ぶつ飛ばしてあつたのです。一年半ぶつ飛ばしておいて、ここでおそらく北海道教育委員会の教育長と話し合いのもとなされたのだらうと思つて、五十四条二項を引用しておるのです。しかし私は、この点はあなたの方で回答した文章がいかに法の解釈について間違ひを犯しているかといふことは、あとでもう一つ具体的な資料でお話しします。あなたが回答している文章がいかに法律解釈がいかげんであるか、違法な解釈をしておるかといふことは、もう一ぺんこれとの関連であとで指摘します。

そこで、この問題はやはり学力調査

等は委託統計調査である、従つて教育委員会は受託した場合においては義務が発生するが、受託しない場合もあり得る。受託しない場合には義務が発生しない、こういう解釈は一つの考え方として残るわけですが、そこで私は文部大臣にお尋ねしますが、この点について、市町村教育委員会では学力一斉テストを拒否した、そういうケースが全国ですてに出ておるわけですね。そうすると、これは当然学力テストはやらないうで済むわけですね。それでまずあなたにお尋ねしたいのは、市町村教育委員会が拒否した場合に、その市町村教育委員会に対して何か罰則がありますか。

○荒木国務大臣 罰則の具体的なことはちよつと私も記憶しておりませんが、けれども、今度の学力調査を受託する、しないという事柄を――受け取つて受託しない、やらないうといふことは、法令の規定に違反した態度であつて、法令上許されないこと、こう理解します。

○横路委員 法令上許されないといつても、市町村教育委員会がやらないうといつて拒否したのです。どうやってやるのですか。

もう一つ、あなたは罰則規定はあると思つて、具体的にはわからぬといふが、あなたは文部大臣じゃないですか。やらないうとすでにきめておる市町村教育委員会が相当数ある。その場合にあなたの方は、その市町村教育委員会に対して、違法な措置である、法令上違反であるといつて、どういふ罰則がありますか、その点をお尋ねします。

○荒木国務大臣 いわゆる罰則ということに直接つながらないと思ひます

が、法令に違反したような措置をした場合には、そういう違反をしてはならないぞという措置要求権が与えられておると記憶しております。

その前に、先ほど来岩手県の問題についての事務当局からの回答等をめぐつて、いろいろ御指摘がございまして、たが、かりにあなたがたがおっしゃる通りだといふならば、学力調査はこごとく委託でしかやれない、事務当局の考えは間違ひである、法の解釈を間違ひしておると断定せざるを得ない事柄だと思ひますが、私は、今政府委員も言つておりますように、指定統計以外の国が行なう学力調査その他いろいろあるであらうが、そういうことを委託された場合に受託して、そして市町村教育委員会に命令した場合に、市町村教育委員会が従ひ義務があるかどうかといふ点もまた尋ねておられるようございしますが、委託、受託の関係に立つた事柄について、教育委員会がいろいろのことを考慮して受託するといふ意思決定をした、それに基づいて下級の市町村の教育委員会に、都道府県の教育委員会が法律上認められておる権限に基づいて調査を命令した場合に、ノーと言ふるかどうかといふのが中心課題だと思ひますが、そういう場合はノーと言ふないといふことを回答した場合と思ひます。私は、国が都道府県教育委員会に対して、文部省として仕事を命令し、もしくは委託する、両方のケースがあると思ひますが、職権に基づいて命令した場合は別個のことで、質問の文が御指摘のように指定統計以外の国が行なう学力調査等といふことは、質問者側の用語であつて、質問者側の用語が、あらゆるケースを念頭

に置いて、こういう場合はどうだ、こういう場合はどうだといつておる質問に対してならば、疑いを起こさない回答がなされたのだと思ひますが、質問者の方の質問用語をそれ自体から、疑義について、そのとき、こういう場合はどうだ、こういう場合はどうだ、仕分けをして回答をしていないものですか、御指摘のような他のケースはどうだといふことに一つも触れてない、そのことからくる話の食い違ひが起つておるのだと、私はそばで聞いておつて承つたのであります。

それはそれとして、別個のことではありますが、今度行ないます学力調査といふのは、しからば何だ、委託かどうかといふことだと思ひますが、委託の問題ではないと心得て要請をいたしております。それは、先日野原さんにもお答え申したと記憶いたしますが、今度の学力調査といふのは、本来義務教育であるがゆゑに文部大臣に留保されておると申しますか、専属の責任権限として与えられておる学校教育法第二十条、教科に関することは監督庁が定めねばならないといふことをいつておりますことに基づいて、その権限と責任を国民に向かつて十分に果たすために、その二十条に基づく権限によつて学習指導要領が定められ、あるいは教育課程が定められ、さらには、そういうものに基いて教科書の検定権限も行使されておる。教科書は一応別として、教科に関する事項に関連を持つ文部大臣の権限として与えられた責任の範囲として負わされておるそのことを、現地においてどの程度に到達しておるであらうかを確認し、それに基づいて学校教育法二十条の責

任を国民に向かつて十分に果たすために、その二十条に基づく権限によつて学習指導要領が定められ、あるいは教育課程が定められ、さらには、そういうものに基いて教科書の検定権限も行使されておる。教科書は一応別として、教科に関する事項に関連を持つ文部大臣の権限として与えられた責任の範囲として負わされておるそのことを、現地においてどの程度に到達しておるであらうかを確認し、それに基づいて学校教育法二十条の責

任を国民に向かつて果たすために、どうしても一斉の調査となれば教育委員会独自の立場ではできないことですから、国の立場で一斉調査をする必要を認め、そのことを要請しておるわけであります。ですから、一斉学力調査をやるといふ権限は、事実上学校教育法二十条に基づいて発動するべきものと心得ます。そこで、教育委員会に対して、しからば具体的にどういふ権限があるかということは、五十四条第二項でもって調査報告等を求めることができるというところで、具体的に定められておらず、その調査報告を求める具体的措置を通じて、学校教育法第二十條に定める文部大臣の責任を果たそう、という課題でございますから、当然職権に基づいて、また法律に定めた調査報告要請権限を行使して報告を求めようというのが今度の学力調査と心得ておるわけであります。

○横路委員 文部大臣、大へん懇縮ですけれども、文部大臣は少し前段が長いですが、もっと私の質問に端的に答えてもらいたい。私の先ほどの内藤局長との間の議論は、岩手県教育局長からの照会並びに回答の問題は違法な回答である、曲げられた解釈である、これはこれ一つではなかなか本人はうんと言わないから、あとでいかに違法な措置をやっているかというのを具体的に事実で重ねてやるから、こう私はお話をし、文部大臣に、今回の学力調査について市町村教育委員会がすでに拒否をしておるところがある、その拒否をしておるところに対して一体罰則の規定はありますかと聞いておる、その点が一点なんです。そのことを聞いておるのだから、あなたそのことについて

て——前のことは前のことでまた具体的な事実を出して、内藤局長にいやというほど、いかに今違法な解釈をしておるかというのをやるから、ひとまずあとに残しましょう、こう言つてあなたに答弁を求めているのだから、その点文部大臣もそのつもりでお答えを願いたい。きょう時間があればゆつくり何ばでもお話を聞くのですが、そういう意味で市町村教育委員会がすでに拒否をしておるところがある、これに対しては何か罰則の規定がありますかという点を聞いておるのです。

○荒木国務大臣 法令に違反して、要求に必ずすべきことを拒否しておるわけですから、法令に違反した行為と認めざるを得ない、従つて措置要求をする権限を与えられておる意味で——罰則とは言いかねると思ひますけれども、刑罰を課するとか何とかというものは当然に起こりませんが、措置要求をするという立場にこつちは立たざるを得ないと思ひます。

○横路委員 わかりました。この点は罰則規定はないのだ、今のお話では、罰則はないが措置要求をするのだというところですが、それじゃ文部大臣としてどういふ措置要求をなさいますか。

○荒木国務大臣 措置要求を今すぐやろうとは思つておりませんが、検討した上で措置をしたいと思ひます。

○横路委員 この点は非常に大事ですから文部大臣にお尋ねするのです。市町村教育委員会が拒否をしたが罰則規定はない。しかしあなたは措置要求をする権限がある。しかし今やるかやらないかはもう少し検討するといふのですが、文部大臣としての措置要求にはどんなことがあるのですか。

○荒木国務大臣 具体的に法律に基づいて——今すぐはつきり申し上げられませんが、検討しまして申し上げます。

○横路委員 文部大臣、このことは私はやはり文部大臣としてはいささか遺憾だと思ひます。私たちも、この問題は、今学力調査のよしあしは、教育的な対峙からいふと論議をすれば非常な時間をかけて論議ができるのです。この前あなたが御答弁なさつた昭和三十七年度の予算要求の中に、小学校の五年、六年の生徒に対して全部国語、算数、理科、社会についてやる、それがいかに教育上弊害があるかというところについては、本来からいへばここで議論をしないのだけれども、時間がありませんから私はそのことには触れません。しかし、市町村教育委員会はすでに拒否をきめたところがある、罰則規定はないが、あなたは文部大臣の権限としての措置要求はやれると言ひますが、それをいつやるのかと聞ひているのではない。文部大臣の権限としてやれる措置要求の内容は何ですかと聞ひているのです。もつと私の質問をよくお聞きの上、率直に具体的にそれに回答していただきたい。なければならぬでございませう。

○荒木国務大臣 実施までにはまだ数日あるわけですが、私は法律に基づいて一斉調査をやるといふ建前が全国に通達をしてその準備態勢に入つていゝわけでありませう。これより先、このことにつきましては、前回は申し上げましたが、学校長の意見も聞き、教育委員会の意見も聞いて、相談の上でやるという準備態勢を整えた上でやつておりました、それが法律に基づいてやれるということを承知しておる以上、法律に違反してまでも、法令上の当然の職務行為すらも怠つてやらないという都道府県はない、当然やつてくれるであらう、こう思つておる段階でございませうから、今のお尋ねの、措置要求権限があることは私も記憶しております、しからばそれぞれの具体的な事態が起つた場合に、それに対してどうするかというところまでは、実は私も突っ込んで検討しておりませんので、正直なところ、どういふ具体的措置をするかというお尋ねには、今はお答えいたしかねます。結果が出ました後に十分検討を加えて、やるとすれば慎重を期してやらなければならぬ性質のものと思ひますから、今後の検討を待つてやつていくというよりお答えができない、その気持を申し上げたつもりであります。

○横路委員 文部大臣、私はきょうは法律上の議論をしていふのです。私はここで教育上における学力調査のよしあしを議論してゐるのではないのです。そのことはすでに数多くの人々もなさつておると思ひます。十月二十六日まで間がないのですから、そこで法律上の議論をしておる。私は、文部大臣は少なくとも文部行政に関しては、法律上については相当な権威者であらう、こう思つてゐるのです。別に私も何も——この文部行政に関する法律につきましては私もしろうとです。少なくともあなたは文部大臣なんですから、ほかの条約はどうか、予算の執行はどうか、会計法、財政法はどうか、

どうとか、

そういうことを私があなたにお尋ねしているのであれば、あなたが、今私はそのことについては所管外だからお答えできないと言ふならわかります。しかし少なくともこれだけ大問題になつてゐるのです。しかも市町村教育委員会は厳として拒否をしてゐるところが相当ある。罰則規定はないというところはつきりした。文部大臣としては措置要求ができる権限があるというところも——あなたのお話では、あるよりだ、しかしそれが今法律上のどこに基づいて何ができるかということについては検討しなければならぬということ、私はよく学力一斉テストについて強行なさるものだと思うのです。しかし私は今これ以上——あなたがここで文部大臣としての措置要求は法律的にできると思ふ、しかしその内容は何をどうするのかわからないから、しばらく待つてくれということだから、今ここで休戦しておいて、まさか法律をあなたにもうべん読んでもらうということも、参議院の予算委員会の件もあるから、時間的にできませんから次に移りますが、これはいささか不当です。こんなことを申し上げて恐縮ですけれども、もう少し、他の法令その他については別ですが、市町村教育委員会が断固として拒否しているという場合に、あなたの方が措置要求ができる、たしかさういふ法律があると思ひ、さういふのなら、その法律はどこにあるのかと、こう聞ひているのに、お答えできないのだから、これ以上この問題について——この条文のどこだ、私はさうお尋ねしているのです。あなたがお客様をし

たら、そのことについてすぐお尋ねを

しようと思つて、私の方も用意をして
いるのです。しかしあなたの方では、
その法令については知らないというの
だから、そのことについて今ここで
やってもあれだから、次に移ります
が、これはあとで野原委員その他から
関連もございしますので、もう少し私
はこの問題で進めたいと思つて。

そこで次の問題は、市町村の議会で
は、学力一斉テストについての予算の
計上はしない、こういうふうに決議を
した市町村議会も相当あるわけです。
そうしますと、学力一斉テストについ
ては市町村議会では予算を計上しな
い、こういうことをきめた以上は、予
算が計上されない。予算が計上され
ないから執行されない。もしも市町
村議会が議決をしたものを、これは
もう市町村議会がそういうふうに議
決をした以上は、一事不再議によつ
てできない。ですから予算の計上は
できないのです。予算の計上できな
いものを、市町村長が専断処分だと
いつて、もしも勝手に予算を自分でそ
の学力一斉テストについて使用したな
らば、これは明らかに地方自治法違反
に問われて大へんことになる。そこ
で一つ文部大臣にお尋ねをしたい。そ
の市町村議会が学力一斉テストにつ
いては予算を計上しない、こういう議決
をした、従つて予算の計上はできな
い、予算の執行はできない。市町村長
はその件に關してのいわゆる専断処分
はできない、こういうところも出てき
たわけです。ここでは当然学力テスト
はできませんね。この点お尋ねします。

○荒木国務大臣 御指摘のような事態
が起きたとしますれば、事実上できな
いところが出てくると思ひます。です
けれども、やるとしますれば、国の経
費でやれる方法はあると思ひます。そ
ういふ議決がなされたことが適切であ
るかどうかというところは、先刻お答え
したような課題として検討をしなければ
、具体的には申し上げかねますけれ
ども、事実上できないことがあり得る
だろうと思ひます。

○横路委員 わかりました。その点
は、市町村議会がそういう議決をした
ことが一体いいのか悪いのかというこ
とは別問題です。別問題だが、しかし
一たん議決をした以上は予算の計上は
できない。予算の計上ができないこと
が明確になつてゐるのに、市町村長は
学力一斉テストに關する費用の専断処
分はできない。だから今いいか悪いか
は別にして、市町村議会がそういう議
決をしたところは学力テストは執行で
きない、この点は明らかにしたわけ
ですから、次に移りたいと思ひます。

その次に指導要録の問題なんです。
私はききようでできるだけ時間を節約し
て、ききまち聞きたいと思つておりま
すから……その次に問題になつてい
る点はこの学力テストの結果を指導要
録に記入するかどうかということなん
です。この点につきましては、これは
あなたの方からいただいた八月三十日
の文部広報ですが、これを見ますと、
どうもはっきりしないのです。一体指
導要録にこの学力テストの結果を記入
させるとあなたの方は命じてゐるのか
命じてゐないのか、その点です。命じ
てゐるのですか、指導要録に記入する
ことは校長の義務なのですか、義務
でないのですか、この点はどうなん
で

○荒木国務大臣 指導要録そのもの
は、御案内の通り文部省からの通達に
よつて具体的なひな形内容を定めて記
入を要請してゐるわけでありませう。そ
の中に標準検査に關する事項という欄
があつたと思ひますが、そこに記入す
る課題である、最も信憑性があるもの
は確実に実施をしたならばこれに書き
なさいという指示をしてゐると思ひま
すが、その信憑性のあるものは書きな
さいというところは、その指示は、民間
のものといへども信憑性のあるものは
という趣旨においてそういう指示をし
てゐるわけでありませうが、国が国の責
任において、権限に基づいてやる今度
の調査は、民間のものよりはるかに
一般的であり、信憑性の高いものだけ
ら、そこに結果を記入しなさいという
指示をしてゐるのであります。

○横路委員 私は指示をしてゐるとい
うことはわかります。しかしそのこ
とは、校長としては記入しなければ
ならない義務があるのかどうかとい
うことです。あなたの方はやつていた
だきたい、そのことは言いかえたら、私
がお尋ねしておることは、校長とし
てはその指導要録の標準検査の欄に記
入しなければならぬという義務が生
じておるのですかどうですか、こう
聞いておるのです。そのことにお答え
していただかないとだめですよ、その
点を聞いておるのです、どうなん
で

○荒木国務大臣 当然記入すべき事柄
である、そういうことと受け取つて記
入しなさい、こういうことを要請して
おる。

○横路委員 そうするとそのことは義
務だといふのですか、そこをはつきり
して下さい、どうもあなたは、さつき
から言つてゐる通りに言葉が多いので
すよ。私も言葉の多い方だけれども、
ききようはできるだけ言葉を短くして、
これは義務ですか、義務でないのです
かと、こう聞いておる、義務ですと
か、義務でないのですか、そこを言
つてもらなければだめです。そこを一
つ……

○荒木国務大臣 指導要録に記入する
ことはすべて校長の義務として要請
してあります。その中に信憑すべきも
のは記入するといふことであります
が、その信憑すべきものかどうかの判
断は校長に委任されておる、そう考
えておりますが、今度の一斉学力調査
の結果といふのは最も信憑すべきもの
と文部省は判断をしまして、それに書
きなさいと要求をしてあります。

○横路委員 わかるのですよ。あなた
の方が書きなさいと要求してゐるの
です。しかし、そのことは書かなければ
ならないのですか。その義務が生ずる
のですか。あなたの方は書きなさいと
こつて言つておる。そのことは義務を生
じたのですか。校長は書かなければ
ならないのですか、その点を聞いてい
るのですよ。おわかりでしょう。あな
たの方は書きなさいと言つたが、それ
は片一方で書かなければならないとい
ふ義務が生じたといふことですか、ど
うですかと聞いてゐる。そこをもつと
はつきり言つていただかなければ……

○荒木国務大臣 学校長としては信憑
性ある調査結果として記入する義務が
生じておる、こつて解します。

○横路委員 わかりました。
それでは、実は北海道教育委員会
はこういう問題について北海道教職員組
合の諸君と数次にわたる話し合いをし
たわけですよ。団体交渉というあなた
はあまり好きでないようだから、お話
し合いをした。その結果、北海道教育委
員会では北海道教職員組合の代表の諸
君に、この学力一斉テストの結果につ
いての、指導要録の標準検査の欄に記
入するかどうかは自分の方では指示し
ない、あつて、それは市町村教育委員
会に一任する。従つて市町村教育委員
会が書くべしと考へればそれは市町村
教育委員会においてやるようになるだ
ろうし、市町村教育委員会がやる必要
がないと言へばやらなくてもいい。こ
ういふように回答してゐるんですよ。

私は今九時半に札幌に電話で照会した
ばかりなんです。この点は北海道教育
委員会はあなたの命令に従わぬ違法
措置なんですか、どうなんですか。学
力一斉テストのこの問題をめぐつて
は、全国すでにまぢまぢ、ばらばらに
なつてゐるんですよ。だから、できる
だけやつてもらおうといふ中で、どう
いうふうに条件を整えていくかとい
う、今話したように指導要録につ
いての標準検査欄に記入するかしないか
は、北海道教育委員会はタッチしな
い、市町村教育委員会の独自性にまか
せます、こつて言つてゐる。これは違法
な措置なんですか、どうなんですか。

○荒木国務大臣 適當ではないと思
ひます。

○横路委員 それでは、適當でなかつ
たらどうなるのですか。ただあなた
がこつて適當でないと言へば、それは
なるほどマイクを通じて札幌にも適當
でないといふことが行くでしょう。し
かし、適當でないといふことはどうい
う措置をするのですか。適當でないとい

いうのは違法なのか、どうなんです。
○荒木国務大臣 文部大臣の職権に基づいて要請しましたことをその通りにしない意味において、不当だと思えます。それに対する措置につきましては、先刻のお尋ねと同様に、結果を待って適切な処置を講ぜねばなるまい、かように考えております。

○横路委員 大臣、この点は、今あなたの指摘されている不当では、北海道教育委員会に対するいわゆる措置はできないのです。それについてはいろいろことがある。防衛庁の予算執行にあたって、初めからこのものは五百万円の修理しかないのに、前の契約上の修理だが、全部で七百万円の修理がかかるものとして予算をやったのです。そこで私は、会計検査院の事務総長を呼んで、これは明らかに不法な措置ではないか、だからこの措置をした防衛庁の長官なり経理局長はいわゆる違法な措置として処罰されなければならぬのではないかと、ここのように言いましたら、会計検査院はいや進うのです。違法な措置と不当というのでは違ふのです、と言う。違法なものであるならば、措置として、いわゆる国家公務員法による処罰その他いろいろなものが起きてくるが、不当というのは、ただそれは不当な支出でありま

ずぞという警告にとどまると言うのです。違法な措置と不当な措置というものは法律上の使い方は違ふのです。そういう点いささか文部大臣を初めとして文部省の諸君は、そういう普通に使われる、正常に使われている法律用語というものが、普通に正しく使われているという点これは非常に遺憾

です。そういう学校の教職員というのは大体法律は知らないのだから、あなたの方で法律を解釈してやれば、ああ、そうかなあと思うのです。だから違法な措置と不当な措置ということとは違ふのです。その点は違法ではなくて不当だ、こういうわけですね。不当というのはおしかりおくということですね、それはだめですよ、不当ですよというところで、文部大臣、そういう点も法律上の用語を使っておやりにならないから、あちらこちらでいろいろ問題が出てくるのです。その点どうなんですか。不当であればそれは不当ですよ、うまくないことをやりましたね、こういうことで終わるので

す。それは会計検査院という予算の執行上一番大事な、一番基本的なところがそういうふうにちゃんと、きちっと言っているのだから、私もそういう点きよりはきちっと使いますから、どうぞ大臣の方もそうして下さい。
○荒木国務大臣 法令に違反したり著しく適正を欠く場合は措置要求ができるという権限があると存じますが、まさに著しく適正を欠く措置であると思

います。
○横路委員 ですから違法なんですか、不当なんですかと聞いているのです。そこはどなんですか、はっきり言って下さい。私はきよりはきちっと聞いているのですよ。
○荒木国務大臣 著しく適正を欠くと思ひます。もともと、今御指摘のことは、私は直接知らないことであなたの話に根拠を持って申し上げておるだけですが、はたして北海道でそういう措置をしたことがどういう前後の事情によって結果的にそりなつたのか、そ

れらのことも総合判断しませんが、ほんとうは断定的なことを申し上げる資格は私にはないわけでありま

す。ですけれども、お話のごとく著しく適正を欠く措置であろうと考えます。
○横路委員 ですから文部大臣、法律上の用語でいきましようや。違法な措置なのか不当な措置なのか、そこだけ言って下さい。
○荒木国務大臣 地方自治法というところの著しく適正を欠く措置である、そういうふうに一応考えます。
○横路委員 そう言うもんだから、違法なんですか不当なんですかと聞いている。その点をはっきりして下さい。言葉で逃げないで、ずばり私に答えてほしいじゃないですか。私がそう聞いているのだから、もつとはっきりと違法なんだ、あるいは不当なんだと、法律上これは使い分けているのだから、はっきり言いなさい。
○荒木国務大臣 今申し上げるように、今知り得ている私の感覚では著しく適正を欠く措置だ、かように考えております。

○横路委員 今の文部大臣の御答弁はそれは不当な措置だというのです。適正を欠く措置というものは不当だということなんですか。不当だということとはうまいことをやりましたね、それは困ったことですよ、こういうことを苦い顔して、渋い顔しておっしゃるということですね。
そこで、次にこのテストについて、前に村山委員から聞いているのですが、前の文部時報には、これは内申書であるとかあるいは就職試験のときに使うのだということが出ています。あな

たの方ではそれを絶対そんなことはありませんと言っている。ところが文部広報にはそうじゃないのです。将来このテストが継続して実施され、この成果によって高等学校進学の際の内申書に記入したり、就職の際の直接の資料として利用することを希望する声が非常に高まった場合には、そのときは検討することもありましよう。このうなっているわけですね。これはなかなか要領のいいやり方です。いかにも、文部大臣が考えたか内藤さんが考えたか、大てい内藤局長じゃないかと思

うけれども、これはなかなか利口です。しかし利口だが、問題は、この学力一斉テストをやる一つの問題点は、あなたの方としては絶対に文部時報に出ているのが正しい考え方で、人材開発の一つとして使うのだ、だから家が貧しくて将来進学できない者については育英制度をうんと拡大していこうという考え方も一つある、同時に全国でそれだけの会社でもって採用する場合に、今までのそれぞれの学校における五、四、三、二、一という、ああい

ういわゆる点数の評価でいけばなかなか容易でないから、学力一斉テストをやつて、この指導要録の標準検査欄に載っているはずだ、それをぜひ一つ記入してもらいたいというところは、行なつた以上は必ず会社から来ます。会社側としては、強く要望することはあたりまえなんだ。そうするとあなたの方では、そういう声が大になつたときは一何とかしましようということなんです。この、何とかしましようというの、これはどこへ答えているかという、いわゆる資本家に答えている答弁なんですよ。この点は、いやだ

というならば、内藤さん、あなた答弁してごらんない。あなた書いてあるじゃないですか。文部大臣、絶対しませんか。あなたこの間、絶対しないといううなことを言っているから……。

○荒木国務大臣 絶対しません。
○横路委員 ではこの点だけは、文部大臣がはっきり、しないと云うのだから、一番はっきりした。
そこで次に文部大臣にお尋ねするのですが、一休中学校の学力テストというの、現にやれるでしょうか。現実

に一体やれますか。私はあなたに一つ、なぜ私がやれないと言ふかという点についてお話をしたい。
今私は手元には、都道府県全体の中学校の実態についての資料を持ち合わせがございせんが、北海道の中学校についての資料は持っているわけですね。北海道においては、中学校は、小学校、中学校の併置校というのが約五割五分あるわけですね。文部大臣御承知のように、中学一学級教員は二名配置してあるのです。この二名配置してある教員が持っている免許状は一つないし二つですよ。二人で二ないし四ですよ。中学校の教員は九つあるのです。よ。中学校の教員は九つあるのです。よ。あとの五つないし七つの教員については、当該免許状を持っている教員が置いてあるか置いてないかわからぬが、その一学級編制の、単級の中学校において、教員は二人、免許状は二ないし四しかない。そうすると、あと七つないし五つの教員については教えることができないのです。たとえば、今私はあなたにこの実態について読んで、それから御答弁いたしたいのですが、これは北海道のある村です。この村のいわゆる単級小中の併置校においては、

教員が二人配置されておりますが、この二人の教員は、不思議なことに、持っている免許状はそれぞれ社会科一つしかない。二人とも偶然社会科しかないのです。あとの八教科については免許状がないのです。そうすると、今度試験をやる国語、数学、英語、理科、これは免許状がないのです。一体こういう学校の子供に対して、社会は持っているが、国語、数学、理科、英語の四つについて、どうやって試験をやるのですか。全然できないじゃないですか。これは私は一つの学校の例を引いたが、これは全部そうなんだ。免許状は社会しか持っていない。あとの八つについてはない。今度学力テストをやる四つについてはない。免許状がないのに、こういうところの子供には学力テストをやるというのですか。何でやるのです。なぜ二人しか配置できないのです。あなたの方は、この学力テストの結果、いわゆるいろいろな教育的な条件を整備するためにやると言っている。整備するためにやるがやるまいが、こんなことはやる前にわかっていないじゃないですか。ひょっとしたら、文部大臣、御承知でなかったのじゃないですか。単級の中学校がある、そこには教員が二人しか行っていない、免許状は二つないし四つしかない、五つないし七つは免許状がない、そういうところは多い英語、数学、理科はない、これは大へんだなんて思ったことありますか。どうやって学力テストをやるのですか。こういう学校がある。そしてこの学校の子供が、かりに英語が三点だ、五点だ、数学が二十点だ、そういう結果が出て、そし

て、先ほどは不当な処置だと言っているあなたの方では、指導要録には絶対に記入してもらわなければならないと言っている。これは一体子供に何の責任がございましょうか、そこへ出てきた三つか。これはどうなんですか。文部大臣、御承知と思いますが、これはどうやって学力テストをやるのですか。○荒木国務大臣 あなたが御承知になつておられる具体的なものは、正直なところ、私は承知しておりません。ところで、その免状のあるなし、定員の配置が適正であるかどうか、そのことはもう当然適正に配置し、免状を持つていける人を極力配置するよう努力を文部行政を担当する者がやらなければならぬという、事柄として一つのことだと思ひます。ところで、この学力調査そのものは、そういういわば不備なところでありましようとも、一応満足できる状態の学校でありましようとも、テストをしたい。そういうテストを通じまして、今おっしゃるようなことを、北海道だけではなしに、もっと全国的に知って、さらに改善の速度を早める、改善措置を講ずる資料にしたいというまじめな根拠を得たいわけでありましよう。そのためにこそ協力してもらいたいと思ひます。

そこで、そういうテストそのものの採点ができるかどうかというお話でございますが、大体の基本的な考え方といたしましては、採点については、きわめて機械的に採点ができるような問題が出ることを承知しておりますが、その採点のための採点委員会と申しますか、そんなふうなものを作つてもらつて、そこで採点をするということを通じて、計画をいたしておるのでございまして、採点すること、そのことは可能であると考えております。今の免状の有無そのことは別の問題として、当然責任もありましようし、さらにそれ自体としてわかっているところに対する改善措置を講ずる責任を痛感いたします。今度のテストを通じて、さらに正確にわかれば、なおさら責任が重大化しているというところに受け取るべきだと心得ております。

○横路委員 それじゃおかしいじゃないか。あなたは私の質問に答えてないのですよ。私が聞いていたのは、こういう学校は、今一つの例をあげたが、一つではない。北海道では五割五分くらいあるわけだ。東北だってそうだろうと思ひます。北陸地方だってそうだろうと思ひます。都市はそうではないでしよ。そこで私があなたにお尋ねしているのは、中学に教員が二名だけ配置になつて、免許状を持つていけるのは二ないし四で、あとの五ないし七は免許状がないのだ、ここでは社会しかないのだから、あとの八教科については今度あなたの方で一斉学力テストをやる。国語、数学、英語、理科については免許状がないから、ひょっとしたら教えていないかもしれない。その子供に対して学力テストをやつて、その結果をどう判断するか。免許状がなくとも教えられるか。文部大臣、どうなんですか。

○荒木国務大臣 あなたが御納得のいくような具体性をもっては、私自身はちよつとお答えしかねる課題ですが、概念的に申し上げますれば、法律にちゃんと規定されている学校の設置者は市町村である。それに対して国もむろん責任を持つて、市町村と一体をなして、教育の場が、法律が期待するようになりやる責任を持つていけることはよく承知いたします。そういう努力を最終以来及ばずながら文部省もやつてきたし、市町村もやつてきたことと思ひます。ところが、その努力にもかかわらず、今御指摘のような現実面があるというところは、はなはだ遺憾なことと思ひます。ですから、それはそれ自体として改善をはかることは当然であります。それでも、十数年の努力にもかかわらず、御指摘のようないわば欠陥がある。そのことを、さらに全国的にどういう実態にあるであろうかを知らたいという手段としては、一斉の学力調査というものは相当意義のある企てだと私は信じています。

そこで今の御指摘の点も、それ自体としては、このテストを通じて、より一そう市町村も国もあるいは県も、その実績に応じて責任感を痛感する機会もある。そういうこととして受け取つて、改善すべき手段でもありますし、そのことはさつき申し上げたように一つの別個の問題として真剣に取組まねばならない。

そこでおそらく御指摘のようなことは、免許状を持つていける人が教えるのが当然ではございまして、何らかの事情によつてやむを得ず配置できなかったところにおきましては、臨時免許状を持つた人を配置するとかいふふうなことで整備されておるべきはずのものと思ひます。むしろそれは正式の免許状を持つておる人に教わるよりも子供たちにとっては不幸だと思ひますけれども、事実問題としてやむを得ざる事態でございまして、不満足ながらそういうことでやつてきておる。だからその不満足は一日も早く満足な状態に持つていくという努力をしなければならぬことは先刻申し上げました。そういう筋道の問題であらうと私は理解いたします。

もっと具体的に申し上げねばならぬことがございまして、今すぐ私には能力がございせんから、要すれば政府委員から補足的にお答えをしていただきます。

○横路委員 政府委員からもちろん答弁してもらいますが、今文部大臣の御答弁の中で大事な点が二つある。一つは、そういう教員の配置については学校設置者である市町村の責任だ、もちろんそれは文部省としては責任はある、しかし市町村の責任である、これについての根本的な解決をはかりたいと思ひます。第二点は、当然教員が配置されていると思つては、しかしそれができないというならば、臨時免許状等を付与してやるべきだ、こういうお話なんです。しかしこれは何が市町村の責任なんですか。あなたの方では公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令、この二つで文部省としては、予算の配分は中学校一学級については二人、小、中の併置学校の中学のいわゆる単級学校には教員は二人、こういうふうにきめてあるじゃないですか。何が市町村の責任なんですか。その二人はあなたは御承知だと思ひます。もしも承知していないといへばこれは大問題です。四年の学芸大学また四年の一般の大学を出て

何の免許状がもらえるかといえ、高
校の免許状が一つと、副として中学校
の免許状が一つと二つしかないの
です。ことに学芸大学では前のたしか百
二十七単位を今度は百三十七単位以
上にして、非常にきびしくして免許
状を付与することにしている。従つて
この問題については、市町村の責任だ
なんてとんでもない話です。しかも
免許状は高校一つと中学一つ、一人で
二つしかないんだから、あつたて二
人で三つ、最高四つしかないんだか
ら、五つないし七つについては当然免
許状を持っていない。二人しか教壇に
立っていないんだから……。そういう
ことをこの公立義務教育諸学校の学級
編制及び教職員定数の標準に関する法
律、公立義務教育諸学校の学級編制
及び教職員定数の標準に関する法律施
行令で定めておいて、何が市町村の責
任なんですか。そうして今言つたよう
に、現に数学、英語、理科、その他こ
ういう学校では保健、体育、音楽、図工
までやっている。これこそ違法な措置
です。こつちの違法な措置を文部省
みずからがやっておいて、そうしてこ
れは市町村の責任なんですよと云う。
子供は、おれの先生は免許状があるの
かないのか知らないのです。親も知ら
ないでしよ。どうもこのごろ英語の
教え方がおかしいな、たまに英語がで
きる親があつたらおかしいなと思つて
しよ。おかしいなと思つてしよ。
免許状がないんですから……。免許
状はきびしく、四年間かかつて中学
の免除状は一つないし二つしかとれな
いんです。そういうことをやっておい
て、こつちの学校に五つないし七つの

免許状がない教員が教壇に立っている
現状を忘れて——あなたは全然知らな
いよだが、こつちの学校に行つて学
力テストをやれますか、やれないじゃ
ないですか、どうですか。あなたが市
町村の責任だと言ふから私は言うので
すよ。これは私の責任だ、まことに申
しわけない、こつちの責任ならわかるけ
れども、市町村の責任だなんて、よそに
責任を転嫁するから私は言ふんです
よ。この点はどうなんですか。
○荒木国務大臣 根本的にはむろん文
部大臣の責任、文部省の責任である
心得ております。ところで、今御指摘
のようなことは知っておるべきものと
思いますけれども、全部記憶もしてお
りませんし、今すぐ申し上げかねます
から、この点は一つ御了承をいただい
て、政府委員から申し上げることを許
していただきます。

も七年も十年もかかつて整備をして、
全国一定の水準にした、この際全国一定
の水準に高めたから学力一斉テストに
ついては考へるべきところからまた別の
議論です。こつちの現実を御存じにな
らないで、学力一斉テストを強行しよ
うといふところに問題があるのです。
そこで内藤さん、あなたがさつきから
そこでせよと言ふたい、こつちの
すから、それでは答へて下さい。
○内藤政府委員 北海道の僻地におき
ましても、国語、算数、理科、社会、
それぞれ施行規則に書かれておる教科
は当然すべきものであるし、指導要領
の内容は充足すべきものと考へるわけ
なんでありませう。

○横路委員 あなたは今そういう教育
条件について整備をする調査をするた
めにやるというのだが、こんなのは調
査をやらなくてもわかりますよ。調査
しなければわからないというのではど
うかしています。
それから、一体免許状がないのに立
てるといふ法律的な根拠はどこです
か、言つてごらん下さい。免許状がな
いのに教壇に立つてやれるという法律
的な根拠はどこですか。
○内藤政府委員 これは教育職員免許
法の附則をこらんだだけ、附則の
二項にできるようになっております。
それから、ともかく学校におきまして
は、これは学校教育法なり施行規則を
守らなければならぬ責任と義務がある
わけなんです。免許状のあるなしにか
かわらず、授業はしてもらわなければ
困るわけなんです。それが授業ができ
ないならこれは法律違反なんです。少
なくとも義務教育の段階において一定
の水準と内容だけは確実に履修しなけ
ればならない。それが免許状の点にお
いて不備があるなら、免許状の改正の
問題が一つ残るわけですが、現実には
免許法施行規則の附則の二項で、免許
状以外の教科の担任は認めております
ので、当然この措置を講じて授業はし
てゐるわけなんです。いろいろな私は実態
があると思つて、そういう実態につ
いて、僻地が一がい悪いわけではな
いので、これについて今後どういふ
うにしたいのか。たとえば定数を
増したらいのか、あるいは免許法の
改正をして、できるだけ多くの科目を
持たした方がいいのか、こつちの点も
あわせて検討してみたい。ともかく実
態を把握してから私も考へたいと思
つておるのでございます。

○横路委員 それじゃ私も今あなたが
指摘した教職員免許法の附則の第二項
を読んで、どこから、絶対に免許状を
持っていない教科について教えなけれ
ばならぬという義務が出るのかお尋ね
します。この教職員免許法の附則の
第二項は「授与権者は、当分の間、中
学校、高等学校又は盲学校、聾学校若
しくは養護学校の中学部若しくは高等
部において、ある教科の教授を担当す
べき」と、そこから読みます。「ある教
科の教授を担当すべき教員を採用する
ことができない」と認めるときは、当該
学校の校長及び教諭の申請により、「
申請により」です。二年以内の
期間を限り、当該教科についての免許
状を有しない教諭が当該教科の教授を
担任することを許可することができ
る。」内藤さん、今度はさつきの上
に、委託調査とかなんとかいふ疑義が
出ないのです。校長及び教諭の申
請により、「許可することができ」。
こつちのうちに、免許状を持って
いない教科について教えなければなら
ぬという義務があるのです。どこにあ
りますか。
○内藤政府委員 私が申し上げました
のは、学校教育法なり施行規則によつ
て教育課程の編成は、教育委員会が定
める。その教育委員会の編成で時間割
がきまるわけでございます。その時間
割は、学校において行使しなければな
らない責任が出てくる。そうすると、
免許状のある教科については問題ない
わけでございます。免許状のない教科
は、これはプランクにできないわけ
であります。一方の要請がある。その要
請を満たすためには、免許状のない者

に許可を与え担任させなければ、義務の遂行ができないというわけでありま

す。だから、当然に免許状以前の問題として、学校においては一定の授業計画を立てて、義務教育を終了させなければならぬ責任があるわけですから、その前提に立てば、免許状がないなら免許状のない者に授業を担当させなければその責任が果たせないということになる。

○横路委員 今あなたが言う学校教育法、学校教育法施行規則なりその他で学校においては、教科課程について市町村教育委員会、校長が編成をやる。だから当然子供は授業を受けますよ。そのためには文部省はこういう法律をそれに適用するように始めからやって、免許状を持つてゐる者がちゃんと教えるようにするのが当然である。この学校教育法その他では、まさか免許状を持っていない者が教えるなどという規定はないですよ。だから、たとえばあなたの方では何と言っているのです。教育職員免許法の第二十二

条で「第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しないにかかわらず、これを教育職員に任命し、若しくは雇用し、又は教育職員となつた者は、一万円以下の罰金に処する。」となつてゐる。なるほど、社会の免許状を持つてゐるから、中学の先生ではありますよ。あるいは甲の適用をされないうちも

理科も英語も、図工も保健体育もみんな教えている。このことは前の学校教育法並びに施行規則と、あとの免許状との関係とは違ふのです。まさか学校教育法その他で、免許状の資格を持つていない先生が、こんなに九科目

のうち八つも教えるなんて考えて、だれも学校教育法や施行規則を作つたものではない。

そこで、私はあなたにお尋ねするのだが、あなたはこの附則の第二項で、またこういう回答をしておるのです。あなたはいくく岩手県に縁がある。いいですか、読みますからね。内藤局長、よく聞いて下さい。何だつたら、また次にやつてもいいです。

公立学校教員の無免許担任許可申請について
別紙第九五号 昭和三十三年三月一日

岩手県教育委員会教育長 赤堀 正雄
文部省初中教育局長 内藤三郎殿

公立学校教員の免許教科外の教授担任について
標記のことについて下記の通り伺いますので至急御教示下さるようお願いいたします。

記
1、校長は、学校運営上必要があると認められる場合においては、当該学校の教員に対し教育職員免許法附則第二項による許可を条件として免許教科外の教授担任を命ずることができると解するがどうか。

この場合において、当該教員は特別の事情のない限りこの免許教科外の教授担任の許可申請を拒否することと解するがどうか。

2、教育委員会は校長に対し「当該学校の教員に教育職員免許法附則第二項による許可を条件として免許教科外の教授担任を命ずべきこと」を指示することができると解するがどうか。

3、1及び2の場合において若しこれをある特定の要求を遂行するための手段として共同して許可の申請を拒む正常な学校運営を阻害するがごときことは、それ自体違法と解するがどうか。

こうあつて、あなたの方は「1、2、3いずれも貴意のとおりと解する」と言つてゐる。一体この附則の第二項から、「校長及び教諭の申請により」それをあなたが、申請をしないのに断固命じてやらせることができる。また教育委員会は、その校長に対して命じてやらせることができる。それをいやだと言へば違法である、処罰する、こうなつてゐる。そんなことはこの附則の第二項のどこにありますか。どこから解釈できますか。この法文からです。

○内藤政府委員 この法文は、あくまでも免許外の教科を担当する場合の条件をいふのであつて、これと公務員の服務関係は別でございませう。校長は部下職員を監督する責任がある。学校経営を完全に果たす責任があるわけでございます。だから、免許状のあるなしにかかわらず、それぞれの授業なり、あるいは学校行事を命ずることは当然でございませう。たとえば運動会があつた場合に、運動会に参加させる、あるいは修学旅行があつた場合に参加を命ずる、これは私は当然だと思つてゐる。ただ免許状を持つことが原則になつておるのだから、免許状がないと教えられるという原則、これはむしろ教えないなければならない。だから教えてやる特典を付与しなければならぬ。教えることを認めてやる。制限してあるものを解除してやるのだから、一向差しつかえない。

かえない。教職員の服務時間は、一週間に四十四時間と定められておるのだから、その範囲内で校長が命ずることは一向に差しつかえないと思ひます。

○横路委員 内藤さん、あなたは大概んなことを言ひます。いわゆる免許状一つしかないから一つしか教えられるの、それを解除して無制限に何のほども教えられるようにしてやつたのだ。冗談じゃないのです。そんなことを言つて、あなた、免許法を解釈するのですか。免許法はそんないかげんなものではないですよ。だからこそ、学芸大学においては、百二十七単位を今度は百三十七単位に上げて、そうして一つの教科についての免許状を与へるにもそれだけ厳正にしておるのに、一つの教科しかないのです。社会なら社会しかないのです。それに何で一体国語も数学も英語もおまけに保健体育も図工も何でもやれるのです。音楽まで……それは免許状のそういう制限を解除してやつた、ありがたうと思へないというふうな、そういうものの言ひ方を、今日の日本の初等中等教育の責任者であるあなたがやつてゐるということは大へんなことだ。これはあなたこそは思ひますか。そういう制限を解除してやつてゐるのだ、ありがたうと思へないというふうな、そんな言ひ方で、この免許法についてそういう考え方をとるといふのは不届きですよ。

しかしこれは今理事の諸君の方から話があり、なほ野原君も関連でやられるそうですが、あなたはこういうことで――文部大臣も聞いて下さい。学芸大学やその他で免許状について四年間

きしきしやつて、そうして一つか二つしかとれないような大事な免許状を、

今内藤局長の方で、そういう制限を解除して何ほども教えられるようにしてやるのだ、ありがたうと思へ、これが北海道の、日本全体の教育だなどというの、そういう考えは不届きです。

次に、文部大臣――この点はもと議論したいのですが、どうも皆さんの方からそろそろ時間が来たと言われるので、最後に、文部大臣、まだあるのです。今日の二日です。秋田県の中仙町の議会で、こういう決議をした。九月二十六日学力調査をする。私は前に北海道で、いわゆる教職員の教科課程についてのときで、あなたの方で、前の文部大臣のときでしたが、出張していた上野という課長が、認印一つで警察官の出動を要請したという問題を取り上げたことがあります。内藤さんよく知つてゐる。あれは違法ですよ、公印を使つてないんだから。ちよつと読んでみる。十月二日に意見書として、中仙町の議会の議長藤澤隆治という人が、秋田県教育委員会の委員長並びに同県教育庁南出張所長あてに意見書を出してゐる。

中仙町九月定例議会に於て、本町鑑見内小学校の学力調査にあたり、秋田県教育庁南出張所より中仙町教育委員会に出された文書によれば、教組の妨害について準備を要する事項として、あらかじめ公文書で警察の出動を要請し、PTA会員の中の若い父親の出校を望み或いは、地教委職員に情報提供あつめの為準備をさせる等細目に向つた指導を与へたものである事が公開された。

中仙町議会はかかる秘密の指導文書はいたづらに地方自治体に紛争を持ち込むおそれあるものと思はれ

る。中仙町議会はかかる秘密の指導文書はいたづらに地方自治体に紛争を持ち込むおそれあるものと思はれ

る。中仙町議会はかかる秘密の指導文書はいたづらに地方自治体に紛争を持ち込むおそれあるものと思はれ

る。中仙町議会はかかる秘密の指導文書はいたづらに地方自治体に紛争を持ち込むおそれあるものと思はれ

る。中仙町議会はかかる秘密の指導文書はいたづらに地方自治体に紛争を持ち込むおそれあるものと思はれ

今後かかる事態の発生せざる様厳重
な措置をせられる様望むものである
右地方自治法第九九条二項の規定に
より意見書を提出する

こうなっている。そこでその内容を
ちょっと申し上げます。これは中仙町
で九月の二十三日、同日開会中の中仙
町の本会議でこの問題が問題となっ
て、九月の二十八日に至って中仙町の
教育委員会の橋本教育次長は、教育委
員会附出張所からの秘密指令によつて
なした、と議員の追及によつてその全
文を朗読した。「それによれば、青写
真リコッピ―3枚の詳細なもので一、
警官導入の方法、手続とその積極的
執行方法、二、授業参観名目による若
い腕力の強い父親の招集」大したもの
ですね、これは。

三番目「電話室占拠に備えて手旗信
号の準備 四、立入禁止札、退去命令
等のたて方、はり方と効果 五、入校者
の顔写真を八ミリカメラ三台以上準備
して連続撮影」これを読んだわけが
が、読んだ方も議員の追及によつて読
んだ。そこで中仙町の議会としては、こ
れはまことに大へんだというので、地
方自治法に基づいて意見書を出した。
しかしこれは秋田県教育委員会だけ
のことなんですか。あなたの方で
こういう文書を出してしましよ。委
員会が終わってから全委員に出しても
らいたい。「文部省の秘密通達、文部
省、教育委員会の全国学力調査実施指
導要領」というのでお出しになってい
ますね。これは今内藤さん、うんと
うなずいているから、出してもらいた
い。この中に、テスト当日予想される
事態とその調査というので、「不測の
事態を予想し、地教委は詳細な計画を

立て関係方面とも十分打合せをしてお
こなうこと。」という、これらのこと
がありますから、一つこれが終わら
してから正式に文書を出してもらいた
い。今あなたは認めている。それに基
づいて、秋田県ではやるに事欠いて、
若い腕力の強い父親を授業参観の名目
で集めているわけですか。警察官を入
れる場合の導入と手続はこうだ、これ
はどうですか、文部省は。みな笑って
いる。文部大臣、どうですか。私はこ
の学力一斉テストについて、これだけの
あなたの方は秘密指令を出して、それ
ぞれの教育委員会はこういふことを
やっている。私は中仙町の町議会は知
りませんが、今日の地方自治体は何も
革新勢力が多くはないです。これは保
守党の方が多いです。そういう中
で、これはあまりにもひどいというの
で、地方自治法第九九条二項の規定
により意見書を出しているのだ。こう
いう指導をなすつたのですか、文部大
臣、どうですか。これはあまり行き過ぎ
ではありませんか、これはどうですか。
あなたは、断固司令官として、よろし
いなんてまさか言いはしらないと思
う。私は行き過ぎだと思ふ。また私は、大
臣はそれくらいは所信は述べられると
思いますが、どうですか。

○荒木国務大臣 今読み上げられまし
たことは、私は知りません。
○横路委員 知らないけれども、私が
読んだことが事実とすれば行き過ぎで
すね。ということを知っている。事実
だとすれば、私の今読んでいること
は、この場合中仙町議会議長の、これ
は行き過ぎですね、どうなんですか。
○荒木国務大臣 読まれただけのこと
を承つておつて、少し常識をはずれて
いるようにも思いますが、しかし、そ
れより、およそ物事は動があつて反動
があると思ふので、もし事実だとすれ
ば、日教組が全国大会で一斉学力調査
には実力と称する暴力をもつてはば
めというところを、団体意思をきめて全
国に流しておるはずでございませうか
ら、それに対する反動としてそんなこ
とがあるいは起こつたのかしらんと
思つて承つたのでありますが、それに
いたしましても、どつちもどつちです
けれども、あまりほめたことじゃない
ことは確かであると思ひます。

○横路委員 今あなたのおっしゃつた
どつちもどつちという中には、文部省
は入つてゐるのですよ。この秋田県の
教育委員会の委員長は、今私が資料と
して出しましたあなたの方で出した通
達――文部省の秘密通達、これに基づ
いて、それは拡大解釈をしてやつたの
だらうが、やつてゐる。どつちもどつ
ちという中にはあなた御自身入つてい
る。そこで、これは出すといつておら
れますね、内藤さん。秘密文書、出す
でしよ。

○内藤政府委員 秘密文書なんかあり
ません。
○横路委員 それじゃ公式の文書でい
いますか……
○内藤政府委員 公式の文書は、先般
お出しいたしましただけです。
○横路委員 私も皆に出したのです
か。
○内藤政府委員 皆に出しているはずだ
と思ひますが、――承知いたしました。
○横路委員 別紙文部省の秘密通達、
これは「文部省、教育委員会の全国学
力調査実施指導要領」です。この点
は、委員長と委員部を通じて、今出され

てゐるか、もう一べん調べます。出さ
れてないならば出して下さい。今どつ
ちもどつちだと言つたが、この言葉
をもらえて言ふのじゃありませんが、文
部大臣、実はこれは北海道の教育委員
会があなたの指示に基づいてやつたこ
とだが、今度の学力調査は学校行事の
一つとしてやるのだ、こう答弁してい
る。これは間違いないですか。
○内藤政府委員 さうでございま
す。

○横路委員 そこで、私はあなたの方
でお出しになつてゐる中学校の学習指
導要領を調べてみたのです。この
「第3節学校行事等」に何と書いてあ
るのです。「学校行事等は、各教科、道
徳および特別教育活動のほかに、これ
らとあいまつて中学校教育の目標を達
成するために、学校が計画し実施する
教育活動とし、生徒の心身の健全な発
達を図り、あわせて「云々」となつて
いて、それは学校が計画し、実施するの
ですよ。私は、またあなたの方からあ
あでもない、こうでもないと言われる
と困るから、あなたの方で出されたの
を持つてきておられますが、内容は、
「学校行事等においては、儀式、学芸
的行事、保健体育的行事、遠足、修学
旅行、学校給食、その他上記の目標を
達成する教育活動」、そして三番目
は、「学校行事等は、学校が計画し、
実施するものである」。今あなたは学
力一斉テストは学校行事だと言つてい
るが、あなたの方でいう中学校の学習
指導要領によると、学校行事等は学校
が計画し実施するのだ。学校が何か計
画実施したか、計画してないじゃない
ですか。あなたの方では、この中学校
の学習指導要領に基づいて、このうち

の学校行事でやるのだ、これでやるの
ですか。答弁して下さい。
○内藤政府委員 学校行事でやるわけ
でありまして、具体的に学校が計画し
実施するわけですか。その学校がやる
ために文部省が教育委員会に指示し、
教育委員会がその旨を受けて学校に指
示して、具体的には学校がこれを計画
し、実施する、こういう責任を負うわ
けでございませう。

○横路委員 これは中学校学習指導要
領の中の学校行事に基づいてやるので
すね。さうでしよ。どうなんですか。
○内藤政府委員 学校行事の一種とし
てやれ、こういう趣旨でございませう。
○横路委員 ところがゆりべ夜の十一
時まで、北海道教育委員会と北海道教
職員組合は団体交渉をやつてゐる。組
合からだんだん押されて、北海道教育
委員会は、この中学校の学習指導要領
のことではないんだとなつた。照会し
てごらんさい、ないんだから。この
どこから読んでみますか、学校行事
等は学校が計画し、実施するんだ。だ
んだん押されて、これではないという
ことになつた。これではなければ何だ
と聞いたら、実はこの一つ前の中学校
の学習指導要領だと言つた。そこで、
何を言つてますか、文部省は来年から
新しい教科書、新しい教科課程でや
る、ことしは経過措置としてはこれで
やるんだと指示したじゃないか、こう
言われて、北海道の教育委員会はしど
ろもどろで答弁できない。私が先ほど
から数々指摘しましたように、たとえ
ば指導要録についての記入は、あなた
の方は命令としてやらせるんだ、そこ
ろが現地では困り果てて、市町村教育
委員会が独自でやつてもいいという言

う。ところが、内申書その他については絶対にそれは書かせないんだとこう言う。ところが現場においては困り果てて、市町村議会が予算の議決をしない場合はどうか、議決をしなくてもやれるんだと答弁する。あなたは今ここで議決をしなればやれないと言う。今全国でこの学力の一斉調査をめぐって教育界全体は非常な紛糾をしているのです。こういうところは、あなたの方で実際に実情を知らないでやっているからなんだ。先ほど私が言ったように、中学校一学級だけのある学校で、二人の教員が二人とも社会しかない、あとの八つの教科については、音楽、保健体育、図工、英語その他一切やっている、こういうところがその町村では九割を占めている。この町村でやり得ることは、その町村の教育委員会、教育長、その他学校の諸君が集まって、私の村のこういうような教育の実態から、この村ではどういような学力テストが行なわれるべきかという、その町村を主体にして、それぞれの教育委員会、それぞれの実際の現場で教育をやっている教師の諸君と話し合いをしてやるならともかく、あなたの方で教育のいろいろな条件が全然整備されないままに、全国一斉に強行しようというところに、現地における都道府県の教育委員会の考え方と、あなたの方の考え方とが全く違う点が出てくるではありませんか。しかも、日本全体の小学校五年、六年の子供たちに對して、国語、算数、理科、社会をやろうなんというのはどういことなんですか。あなたの方では都道府県に指示をした。中学の二年、三年に学力テストをやるといふのは、義務教育の最終

段階だからやるんだ、こう言っている。前にはそういう指示をしておいて、今度は小学校の五年、六年は何で義務教育の最終段階なんですか。中学校の学力テストがことしの十月二十六日に予想されるが、しかし来年もしも予算を通して小学校五年、六年についてやろうとすれば、これは非常に全国的な大きな問題になりますよ。私は教育的な立場からなぜこれが反対であるかということについては、ここで申し上げる時間もないから、この程度にしておきます。警察官の導入とか、腕力の強い父親を授業参観の名目で当日学校に登校さす、そういう指示までして強行しようという、これがやはり世間から文部省が考えている教育の国家統制だと言われるのですよ。国家権力を背景にしてやろうという点が、こういうところから行なわれるのです。

これだけ申し上げておいて、あと野原君から関連質問がありますから、私時間もないので、残念ですがこれでやめます。

○櫻内委員長 この際質疑をしばらく中止いたし、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題といたします。本案は昨日質疑を終了いたしましたので、念のため申し上げます。この際山中吾郎君より、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案に對し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案による修正案が提出されております。

を求めます。山中吾郎君。○山中(吾)委員 私は、自民党、日本社会党、民主社会党の共同提案による公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案に對する修正案を提出いたします。その修正点は次の通りであります。公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案の一部を次のように修正する。第五條中「それぞれ次の表の下欄に掲げる数」を「本校にあつては三百人、分校にあつては政令で定める数」に改め、同条の表を削る。以上の修正の理由について簡単に申し上げます。政府原案によりますと、高等学校の分校の適正規模を生徒数、百名を基準にして定めておるのでございますけれども、これは農村の高等学校定時制の推進にはならないで、各府県における高等学校分校の統廃合に刺激を与えるだけである。その点政府提案の動機と結果は一致しないということを非常におそれるのであります。特に農村における農業教育あるいは農村教育の特質からいいますと、まだ農村の父兄の人々には農業には学問は要らないという思想が伝統的に残っておるのであつて、こういう農業には学問は要らないという農村の古い思想がある農村教育の振興のためには、形式的にこういう適正規模を定める時期にまだ達していない。これはやはり啓蒙的な思想を加えて、法案を作る場合においても、単に百名あるいは二百名という収容定員を定めるのでなく、現在就学率が少ないというふうな状況にあるときには、これを引き上げるにつ

いて現在の実員の足りない分校もそのまま容認をしつつ、将来に向かつて就学率を高めていくという政策でなければ、決して農村の教育は振興しないということが第二の理由であります。

第三には、前回の国会において農業基本法が設定されており、そしてその中に農業経営の構造改革を行なうための前提条件として農業教育の振興を強調しておるのでありますから、その意味において都市の高等学校の定数と同じ思想をもつて考えることは、農村の教育を振興しなければならぬ現段階及び農業基本法の思想からいっても不適当であるということを考えまして、現案にある高等学校分校に對しての百名という明示は政令に譲る方が正しい。従いまして政令に譲つたという趣旨は、同じようなことを行政に白紙委任するといふ趣旨ではないのであつて、国会の意思というものを十分慎重に考慮して、そして今言つた趣旨に基づいてこの分校の規定を定めるといふことを含んでおるので、この点は特にここに付言をして修正案の理由を説明する次第であります。

なおその他の政府原案について不満の点はたくさんあると思ひますが、この点は後ほど附帯決議の提案もあることとありますので、少なくとも最小限この程度の原案の修正は必要であるという考えから提案をした次第でございます。

○櫻内委員長 本修正案については質疑の通告がありませんので、これより本案並びに修正案を一括して討論に入ります。

別段討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。まず山中吾郎君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○櫻内委員長 起立議員。よつて、本修正案は可決されました。次に、ただいま議決いたしました修正案を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○櫻内委員長 起立議員。よつて、修正案を除く原案は可決いたしました。よつて、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案は修正議決いたしました。

○櫻内委員長 この際、八木徹雄君より、ただいま議決いたしました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案に對し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より、その趣旨説明を求めます。八木徹雄君。

○八木徹雄委員 私は自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党を代表いたしまして、本法案に對しまして附帯決議を付するの動議を提出いたしますのでございます。

まず決議案を朗讀いたします。公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案に對する附帯決議(案)一、本法が施行されるにあつては、現在各学校の課程別、職種別

を求めます。山中吾郎君。○山中(吾)委員 私は、自民党、日本社会党、民主社会党の共同提案による公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案に對する修正案を提出いたします。その修正点は次の通りであります。公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案の一部を次のように修正する。第五條中「それぞれ次の表の下欄に掲げる数」を「本校にあつては三百人、分校にあつては政令で定める数」に改め、同条の表を削る。以上の修正の理由について簡単に申し上げます。政府原案によりますと、高等学校の分校の適正規模を生徒数、百名を基準にして定めておるのでございますけれども、これは農村の高等学校定時制の推進にはならないで、各府県における高等学校分校の統廃合に刺激を与えるだけである。その点政府提案の動機と結果は一致しないということを非常におそれるのであります。特に農村における農業教育あるいは農村教育の特質からいいますと、まだ農村の父兄の人々には農業には学問は要らないという思想が伝統的に残っておるのであつて、こういう農業には学問は要らないという農村の古い思想がある農村教育の振興のためには、形式的にこういう適正規模を定める時期にまだ達していない。これはやはり啓蒙的な思想を加えて、法案を作る場合においても、単に百名あるいは二百名という収容定員を定めるのでなく、現在就学率が少ないというふうな状況にあるときには、これを引き上げるにつ

の教職員の実績を尊重し、その現
状を下廻ることのないように配慮
すること。

一、本法の施行により、現存の定時
制分校の統廃合を促すようなこと
がないように留意し、また市町村
が高等学校を新設することについ
ての制限は実状に即するように留
意すること。

一、附則第五項及び附則第六項はこ
れを機械的に適用することなく、
生徒の体位、施設設備等の現状に
かんがみ、可能な限り法第六条の
原則を尊重し、これによって措置
すること。

一、教育効果をあげるため、将来高
等学校設置基準甲号を指向して努
力すること。

一、養護教諭、養護助教諭、事務職
員、実習助手等の適正な配置ので
きるように措置すること。

一、本法実施にあたり、その必要な
経費については、基準財政需要額
の算定にあたって確実に措置する
こと。

一、本法施行に伴って、私立高等学
校との間における格差是正のため、
適切な対策を考慮すること。
右決議する。

回らないように配慮しなければなら
ないということが第一点でございます。

また本法を施行することによって、
定時制分校の中には非常に小規模な
ものがあるわけでございまして、こ
その小規模な定時制分校を統廃合する
ということについては、教育が低下す
るわけでございまして、そういうこ
とのないよう留意してもらいたい。

また今後市町村が公立高等学校を新設
する場合には、新たな制限が加えら
れるわけでありますけれども、それを
実情に即して配慮するようにしてま
らうというところが第二点でありま
す。

第三点といたしましては、経過規定
として附則第五項、第六項によつて、
この生徒数が暫時一割増しになる、あ
るいはその間先生の数が本法の規定す
るほど充足できぬということを認めて
おるわけでございしますが、しかしこれ
も可能な限り法第六条の精神を尊重し
て、機械的にそれを行なうことなしに、
できるだけ法第六条の精神を生かすよ
うにしたいというところが第三
点であります。

第四点は、将来甲号基準に努力せよ
ということですが、これは言う
までもなく今回の措置によつて乙号基
準というものが確保できるわけであり
ますが、将来当然甲号基準になるとい
うことが、より教育効果を上げるゆえ
んでありますから、そのように努力目
標を持って推進してもらいたいという
ことでございます。

第五点といたしましては、養護教
諭、養護助教諭、事務職員、実習助手
等、やはり教育推進に必要なこれらの
職員については、これを適正な配置の

できるように措置してもらいたいとい
うことでございます。

それから第六点といたしましては、
当然のことでございますが、これらの
ことをやってく上についての経費に
つきましては、自治省の基準財政需要
額の算定にあたって当然確実に措置を
してもらわなければならないというこ
とでございます。

最後に、この公立高等学校が、この
ような措置ができるということにおき
まして、非常に教育水準が上がるわけ
でございますが、それに反しまして私
立高等学校との間に当然格差ができる
わけでございます。この私立高等学校
との格差ができるということは教育上
好ましくないことでありますから、当
然その格差を修正するために、文部省
自体としても適当な対策を講じてま
らうというところがこの提案の理由
でございます。

以上、提案の趣旨を申し上げまして、
御賛同を得たいと思ひます。(拍手)

○櫻内委員長 以上をもつて趣旨説明
を終りました。

附帯決議に關し、政府に対し質疑の
申し出があります。これを許します。
山中吾郎君。

○山中(吾)委員 一点だけ政府に御質
問をいたしたいのですが、今八木委員
から提案になりました第二項、「本法
の施行により、現存の定時制分校の統
廃合を促すようなことがないよう留意
し」ということが、先ほど私が修
正案の提案をした、いわゆる第五条中
の、「分校にあつては政令で定める数」
という関係と表裏一体にある附帯決議
であります。これについていわゆる
原案にあつたように、分校百名という

ふりな収容定員を示すというふりなこ
とが統廃合を誘致することになるの
で、そういうふうなものは政令に定め
ないで慎重に審議をして、もし何らか
の形をとらなければならない場合につ
いては、事前にわれわれとよく意見を
交換して設定すべきであると思ひ
ます。この点文部大臣の方から一つ責任
のある御答弁をいただきたいと思ひま
す。

○荒木国務大臣 政令を定めます場合
は、十分定時制分校の実態を検討いた
しまして無理な統廃合が行なわれるよ
うなことがないよう、慎重にいたした
と考えております。

○櫻内委員長 これにて附帯決議に關
する質疑は終了いたしました。

これより、ただいまの附帯決議を付
すべしとの動議を議決に付します。
八木君提出の附帯決議を付すべしと
の動議に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕
○櫻内委員長 起立総員。よつて八木
徹雄君提出の動議のごとく、本案は附
帯決議を付することに決しました。

この際、政府より発言があればこれ
を許します。荒木文部大臣。
○荒木国務大臣 ただいま全会一致を
もつて議決されました附帯決議に対
しましては、政府といたしましてその
御趣旨にのっとりまして努力いたす所
存であります。

○櫻内委員長 本案の議決に伴う委員
会報告書の作成等につきましては委員
長に御一任願ひたいと存じますが、こ
れに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○櫻内委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、さよう決しました。

○櫻内委員長 引き続き学校教育に關
する件等について調査を進めます。質
疑の通告がありますので、これを許し
ます。野原覺君。
〔委員長退席、八木(徹)委員長代
理着席〕

○野原(覺)委員 学力テストの問題で
先ほど来同僚の横路君からいろいろな
角度から質問があつたのでございま
すが、私は関連をいたしまして、明確
な欠点文部大臣の答弁にたくさんご
ざいましたので、重ねてお尋ねをい
しておきたいと思ひのであります。

まずその第一点は、指導要録の記入
の問題。指導要録の記入は校長の義務
であるのかないのかという横路君の質
問に対して、著しく適正を欠くものだ
というところのお答えしかないのであり
ます。横路君は重ねて、それは法律に
違反をするのかそれとも不当であるの
か、違法が不当か、さうお尋ねをいた
したのでございしますが、ついに大臣は
先ほどはこの点について明確な御答弁
をなさっていないのであります。私は
これは非常に重要な問題だと思ひので
す。今日文部省は指導要録へ必ず書き
込めという指導をなさつておる。その
指導をなさつておることが法律に基
づいての指導であるのか、つまりねば
らぬという義務的な法律の規則に基
づく指導なのか、それともそれが望ま
しいという意味の指導であるのかとい
うことについて、これは明確にしてま
らうのであります。重ねてこの点は、
違法であるのか不当であるのか、文部
大臣の御答弁をお願いいたします。

○荒木国務大臣 不当であります。

○野原(覺)委員 不当であるというところは、違法ではないけれども不当だ、こういう意味であらうと思いますが、いかがでございますか。

○荒木国務大臣 さつき北海道の教育委員会の措置についてのお尋ねがありましたが、北海道の教育委員会の措置がさつきお話がありました通りだとすれば、法律的な立場で法律用語を援用して申し上げれば、著しく適正を欠く措置、こういうふうに解釈いたしておるのであります。その意味において不当だと申し上げました。

○野原(覺)委員 そういたしますと、法律上の義務は校長にはない、指導要録に書かねばならぬという法律上の義務は、現行法ではもとより校長にはない、このように受け取ってよろしゅうございませうか。

○荒木国務大臣 指導要録そのものが、標準的な検査の事項について書き込まねばならないと指示しておるわけでありませう。これは先刻も申し上げましたように、一応予想しておりましたことは、民間の学力テスト等にしては、信憑性のあるものは実施を確実にしたならば書き込みなさいという趣旨なわけでございます。今度の一斉学力調査は、民間でやります部分の、いわば不十分な調査に比べれば、はるかに信憑性のある、また教育的見地に立ちましても必要だと認めて実施するものでございませうから、その結果は、当然信憑性の特に高いものとして書き込んでもらいたい、こういうことでございまして、校長の判断に一応まかせませうけれども、しかしほとんど論議を要せずして信憑性の有無は判断できるはずと心得ますから、これをやらないというところは著しく適正を欠く措置だと判断いたします、こういうことであります。

○野原(覺)委員 私は、法律上の義務を尋ねておるので。一体、法律上の義務があるのかないのかということをお聞きしておるわけですが、もとよりあなたの方は、学力テストを実施することは必要だという御認識のもとにやっております。これはもう言うまでもないのです。それからあなたの方で、指導要録に記入してもらいたいという要請が出されておることも事実でありますし、それが望ましいと文部大臣なり文部当局が考えておることも私は十分知っておるのであります。しかしそのことは一体法律上の義務であるのかないのかということをお聞いている。どうもその点についてお触れになりたがらない。こういうことは僕は明確にした方がいいと思う。法律上の義務ではないけれども、やはり書くことが教育上望ましいのだ、そういう御信念、あなたのお考えがあるならばそのような御答弁をされて何も問題はないと私は思う。いかがですか。

○荒木国務大臣 この一斉学力調査の目的の一つは、当然出てくるであろうところの個人差というものも、あるいは学校差というものも、むしろその結果を改善のための有力な資料として活用したい趣旨にあるのでございませうから、先ほど申し上げましたように、指導要録の標準検査に関する事項に、指導要録の標準検査に関する事項の欄にぜひ書いてもらいたい。そうしないと趣旨が不徹底に終わる、効果を減殺されるおそれがあるからぜひ書いてもらいたいということを指示いたし

ておるのであります。当然の校長の義務として絶対性を持って書かねばならない、もし書かないときには、校長それ自身の責任を追及するという、罰則適用までもして追及するという考えほどではない。もしやらない場合は著しく適正を欠く措置と考えざるを得ない、そういう考え方に立つておることを申し上げておるのであります。

○野原(覺)委員 それは法律上の義務ではないと受け取っていいですね。法律上の義務ではない、しかし学力テストの目的から考えて、これはぜひやってもらいたいということだ、こう受け取ってよろしいですね。それでしよう。その点を私はお聞きしておるのであります。何回も同じことでございませうが、どうもあなたはその点御答弁を濁していらつしやる。いかがですか。

○荒木国務大臣 それが計画的に実施されなければ、措置要求をしなければならぬ。その内容を持つておる重要な課題である、こう考えておるのであります。法律上の義務違反として校長それ自体を直接どうするということではない。義務が責任かとおっしゃれば、教育の場をあずかる校長としての責任の問題である、こう考えております。

○野原(覺)委員 そういたしますと、法律上の義務違反ではない、しかし校長は校長の良識にかんがみて、この学力テストの目的等を考えるならば、これはぜひともやってもらいたいのだ、こういうことだと思ひますがいかがですか。

○荒木国務大臣 その通りであります。

この問題はこれで終わってもよいと思うのであります。ただいまのように文部大臣は率直にお答えになられたらいいと思う。どうもこういう学力テストを実施するのに疑念を残したまま、問題点を残したまま実施すること、やはりおもしろくないと私は思うのです。事態を明確にして実施してはならぬ。法律上の義務があるのかあるいは教育上の問題点が残るような、そういうままで学力テストが実施されるということになれば、これはやはり国の予算を一億円も持ち出してやることでございませうから、私も国会議員も責任を負わなければならぬ。これは国政の重大な問題に今日はなつてきておる。だから私はお尋ねしておるのであります。

第二に、関連をしてお尋ねをしたいことは、五十四条の二項についてであります。学力テストを実施する場合に、委託調査でやる場合もあれば、五十四条二項でやる場合もある、この横路君に内藤局長が答弁しておるのであります。今度の場合は五十四条の二項でやるのだ、だから委託調査ではないのだ、このような答弁であつたと思ひるのでございますが、五十四条の二項の調査は、これは委託調査でないという論拠をお教え願ひたい。五十四条の二項はどのような統計法に基づく指定調査のような義務づけが五十四条二項に当然生ずるという法的な論拠、法律上の論拠をお教え願ひたいのであります。

○野原(覺)委員 その答弁では法的な根拠になつてないじゃないですか。それはあなたの主観的な解釈です。五十四条二項はどのようなわけでこれは義務を生ずるところの調査であるかという私の質問に対する回答にならぬじゃないですか。私は五十四条二項は指定調査のようには調査をする側に義務づけられるのだという法的論拠を伺つておるわけですよ。あなたは主観的な判断で、いや委託調査の場合にはこれは契約の観点によつて受託の意思表示があるという、そんなことはわかつてますよ。委託調査という場合には相手方が受託しなければ成立しないことぐらい私も知つておる。ところが、五十四条二項が文部省の強制調査権に基づく調査だということその論拠がどこにあるのかという事です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律のどこをひっくり返しても、私は見当たらないと思ひます。そういう主観的な判断でこういう法律の解釈をされてはたまらぬという事です。だからその点をお示し願

いたい。重ねてお尋ねします。

○内務府委員 これは読んでいただ
きますればおわかりいただけると思
うのでありますが、五十四条二項は文
部大臣の職権による調査、報告を求
むるの権利であつて、権利である以上
は、これは当然から申しますれば、
その調査、報告を求められた側に対
しては義務が生ずる、これは法理上当然
のことであつて、別にこれは委託調査
ということと関係ないわけでありま
す。

○野原(覺)委員 五十四条の二項
を読んでみましよう。これはあなたの
答弁は大へな問題です。五十四条の
二項のどこに文部大臣の強制調査権に
基づく調査だと書いてありますか。す
なおに読んでみて下さい。こう書いて
ある。「文部大臣は地方公共団体の長
又は教育委員会に対し、都道府県委員
会又は市町村長又は市町村委員会に
対し、それぞれ都道府県又は市町村の区
域内の教育に関する事務に關し、必要
な調査、統計その他の資料又は報告の
提出を求めることができる。」というの
です。これは求めることができるとい
うわけなんです。強制調査というこ
とになれば、都道府県又は文部大臣に
対して義務を生ずる。これは統計法に
基づく指定調査の場合がそれでありま
す。これは求めることができるという
ことを規定しただけなんです。しか
も、この法文の構成から言うならば、
文部大臣と教育委員会との協力関係の
条章のところにこれが規定されておる
わけなんです。求めたならば、教育委
員会がこれに対して報告をすることが
望ましい、してもらいたい。しかしな
がらこれはどこにも義務は生じないで

しょう。それから強制調査権というけ
れども、委託調査と何ら変わりがない
じゃないですか。だから、あなたの言う
ことは委託調査でないという説明には
ならぬと私は思うのです。たとえば、
地方教育行政のこの法律の五十一条で
ございまして、五十一条は文部大臣と
それから教育委員会との協力関係を規
定した法律だと私は思う。だから、教
育委員会は文部大臣に対する協力が要
請されているだけなんだ。だから、そ
の協力が要請された場合には協力に
応じてもらいたいとございましてようけ
れども、これは当然協力しなければなら
ないという義務の生ずるものではない
と私は解釈する。そうでなかったなら
ば、強制調査権に基づいてやるとい
うことになれば、何らかの義務を課す
けるものがあるはずだ。それは措置要
求、代執行というようなものも考えら
れております。これが指定調査だとい
うことを義務づける規定だということ
の根拠はどこにも見当らない。

従つて、五十四条二項による調査とい
えども委託調査と同じものだ。だか
ら、学力テストは委託調査でない、五
十四条二項による、こうあなたは横路
君をこまかして答弁しておりましたけ
れども、五十四条二項による調査とい
えども委託調査と何ら変わらぬじゃあ
りませんか。当該教育委員会が委託し
なければならぬ調査です。その点いか
がですか。

○内務府委員 お説のようなことに
なりますと、文部大臣はまさされた責
任と権限を行使することができないわ
けであります。職責を遂行できないと
いうことになるわけでございます。

この五十四条二項の調査権、あるいは
五十三条に基づく調査権というものは、
これは当然職権調査の権限でござ
いまして、これを求められた相手方
は当然これに應ずる義務が生ずる、
もしその義務が生じないなら五十二
条の措置要求という問題に關連してく
るわけでありまして。

(八木(徹)委員長代理退席、委員長
着席)

○野原(覺)委員 当然職権調査だ、当
然文部大臣の強制調査権に基づく調査
だ、そのなればならぬのだというの
は、あなたの主観的な勝手な判断で
す。どこにもそうでなければならぬも
のではない。なるほど文部大臣はこれ
を強制調査権としなければならぬも
ぬといふますけれども、教育委員会と
いふものが設けられておる趣旨から考
へましても、これはあなたの方にも反省
してもらわなければならぬのだが、文
部大臣がいかなることも五十四条二
項でできるということになるんじやあ
りませんか。文部大臣はいかなること
でもできる。そうじゃないでしょう。

教育委員会という制度が任命制であり
ながら残されたのは、昔は文部大臣が
知事に命令し、知事が学務部長に言
つて、学務部長は視学に、視学は校長
にというように、あなたの方が方針を立
てると、それは首尾一貫して、命令、統
制の教育が戦前はなされた。その反省
の上に立つて教育委員会の制度が作ら
れた。ところが、それではいかぬとい
うので、あなたたちは教育行政と一般政
治との調和をはからなければならぬと
か、あるいはまた教育行政の安定を期
せなければならぬとかいう理由で、私
も社会党として反対いたしましたけれ

ども、新しい教育委員会法というもの
を作り上げてしまった。しかし新しい
教育委員会といへども、私は文部大臣
はあらゆる事務について強制調査権は
ないと思ふのです。ところが、あな
たの言う解釈をすれば、五十四条二項
はそういうことだということになれ
ば、文部大臣は何でもできるんです
か。五十四条二項で強制調査権によつ
ても調査ができますか。いかがで
すか。これはやはり教育委員会の委託
を必要とするものじゃありませんか。

○内務府委員 お説のように、委託
受託という関係なら何も法律に書く
必要はない、これは当然のことです。
新たに五十四条なり五十三条なりを規
定いたしましたのは、職権調査による
権限があるということを明記したわけ
であります。ただ文部大臣もそれなら
何でもできるのかということござい
ますが、それはそれは参りません。五
十四条二項もその都道府県の教育委員
会または市町村長、または市町村委員
会に対し、と相手はきまつておりま
す。しかもそれは都道府県または市町
村の区域内の教育に関する事務のみで
あつて、文部大臣だからといって無制
限に何でもできるというわけではなく
て、そもそも総司令部が日本に参りま
したときに、新しい文部省のあり方に
ついていろいろな助言をいたしまし
た。確かに指導、助言ということも大
きな機能でございます。しかしなが
ら、占領下当時においても調査の権限
だけは文部大臣に残すべきだ、それか
ら教課に關する一般的な権限も文部大
臣に残したわけでございます。全部
が地方に移譲されて地方分権になった
という筋ではないのであります。

○野原(覺)委員 答弁をこまかしては
いけませんよ。あなたの答弁は一時の
がれの突にごまかしの答弁です。速記
録を読んだら驚きますよ。あなたは
「教育に關する事務に關し」とあるか
ら、何でもできるのじゃない、こう言
われる。ところが先般の文教委員会
はどうでした。「教育に關する事務と
は何かと言つたら、教育に關する内
容も入るのだ、こういう答弁をして
いるのです。単なる事務的なものだけ
じゃないのだから。そのとき私は聞
いたのです。事務的なものであるなら
ば、強制調査権ということをかき
あなたの主観的な判断のようになら
ないで、文部大臣が教育に対して命
令強制することにはならない。ところ
が、先般は「教育に關する事務」とは教
育内容も入るといふのがあなたの見
解、文部省の見解です。そうならば、
事教育に關しては文部大臣は五十四
条二項によつて必要な調査と稱して
いかなることもできるじゃないか、こ
れはどうですか。

○内務府委員 教育行政法の二十三
条をごらんになっていただきますれ
ば、「教育委員会は、当該地方公共団体
が処理する教育に關する事務」ここ
にはっきり「教育に關する事務」が
出ておるわけなんです。その「教育に
關する事務」の五号を見ていただきます
と「学校の組織編制、教育課程、学
習指導、生徒指導及び職業指導に
關すること。」これが教育内容です。
ですから、五十四条二項に「教育に關する
事務」二十三条の冒頭にありますと
ころの「教育に關する事務」の中
には当然教育内容のことも入る、こ
ういう趣旨でございますから、事務とい

単なる事務ではなくて、二十三条に列記したことは全部教育に関する事務でございませう。

○野原(覺)委員 そういたしますと、二十三条の五号については、あなたがそれを持ち出しましたから、あとで伺いたしたしょう。私は今五十四条の二項を問題にいたしておりますから、焦点をそらさないために重ねてお聞きしたいのでございますが、教育委員会というものは、文部大臣が事教育に關しては強制調査権があるのだということになる、文部大臣の調査に對しては応じなければならぬことになる。ところが、そういう解釈を初中局長が今日の地方教育行政の解釈としてとられることになる、大問題になる、私はこう考へて、実は昨日でございした、法制局長官に来ていたのだのです。しかしお見えにならなかつたから、またあとでお越しをいたしたいと思つてございませうが、教育委員会が国から委任されて、国の事務を行なう場合のほかに、今日の教育委員会法でも文部大臣と教育委員会の間には指揮命令系統はないと私は思つておる。国から委任された国の事務については国を代表する文部大臣の指揮命令系統に入りますけれども、それ以外のことはないと私は思つてゐる。その点はいかがですか。

○内藤政府委員 法律の規定にもよると思ひますが、一般的にはお説の通り指揮命令系統はないわけですね。しかし法律に明文をもつて調査権限を規定する、あるいは教訓に關する事項をきめる、この限度においては指揮命令系統は及ぶわけですね。

○野原(覺)委員 文部大臣の権限とし

てあるところの、たとえば教育課程、あるいは学習指導の基準を定めるということですね。これは文部大臣の権限に基づく。だから、文部大臣の権限として属されたことは、それでもいいでしょう。しかし、だからといって、五十四条二項は直ちに強制調査権に基づく調査だとはならぬでしよう。何回も繰り返して同じことを尋ねますが、文部大臣と教育委員会の關係というものは、教育行政については原則として協力關係にあるのです。これはあなたの方から教育委員会法が出された直後に出了れたパンフレットにおいてもそういうPRをしておる。原則として協力關係にあるならば、やはり原則としてこの五十四条二項を讀まなければならぬと思ふ。だから五十四条二項はあくまでもこれは受託を必要とする調査であつて、文部大臣の強制調査権に基づく調査ではない。私の言ふ論議は、文部大臣と教育委員会の協力關係という五十一條を論議しておるのです。従つてこの協力關係に教育委員会が応じない場合には、五十二條なり五十三條によつて措置要求ができることになつておる。だからあくまでもこれは協力關係です。あなたはこれは強制調査権だと言われるかもしれないが、あるいは林法制局長官を呼んだら、これは内閣の法律の番頭でございませうから、あなたに都合のいい裏づけをすることは呼ばなくても私はわかつておる。わかつておるけれども、一応政府の見解として、教育法規について問題点があれば究明していかなければならぬから、私は昨日来ていただいたわけですね。どうも主観的な解釈で学力テストが強制調査権に基づく調査であるんだ、だから

従わせなければならぬのだということ、一方的な解釈ではないかと私は思ふのであります。重ねてもう一度承つておきたい。

○内藤政府委員 委託、受託という關係なら別に法の明文を要しないわけですね。これは民間でも同じことではございませうし、官の場合でも同じことではございませう。五十四条二項を設けた趣旨は、文部大臣の職権による調査権を認めたものでございませうから、これを受けた教育委員会は当然報告をし、また調査をして報告する義務が生じてくる、こう解釈するのがこの法の趣旨だと考へるわけではございませう。

○野原(覺)委員 それはあなたの解釈ですね。だからその解釈する論議をもう一ぺん言つて下さい。あなたはそう解釈しなければならぬと言つけれども、その解釈しなければならぬ論議は示されなかつた。

○内藤政府委員 論議というお話でございませうが、今あなたの御指摘のような委託、受託という關係なら別に法の明文を要しない。これは當然のことです、どこでもやつておる契約のことではございませうからあたりまえだ。わざわざ五十四条二項を置いた趣旨は、文部大臣の職権調査権を認めただ、これを受けた教育委員会側としては報告しなければならぬ義務が生じてくる、これは理の當然でございまして、内閣としても統一した見解でございませう。

○野原(覺)委員 それは内閣の有権解釈で、内閣というものは有権解釈で法を曲げて解釈することもできる。私はその点は承服できません。だから私はこのことはまたあらためて他日問題にしたいと思ひます。

そこで五十四条二項に關連してもう一度私はお尋ねしておきたいと思ふ。それは五十四条二項の中にある「教育に関する事務」ということです。これはあなたの方で教育内容を含むんだ、教育内容も含む論議は二十三条だ、こう言われたわけですね。私はどうも納得できない。二十三条の五号にはいろいろ書いてある。なるほど教育内容に属するかのようなくとも確かに二十三条の五号に書いておられます。書いておられますが、あれはあくまでも事務なんですね。私は二十三条の五号に書いてあることはあくまでも事務だと思ふのです。あなたの方の答弁からいけば、これは教育内容についてまで文部大臣が強制調査権を持つということになる、今文部大臣が持つということでは、今日の教育基本法が禁止しておるじゃありませんか。今日の憲法だつてこれは問題があるとして指摘いたしますよ。その憲法に基づいて作られた教育基本法の第十條の二項は、そういうことは禁止しておるのです。これは法律よりも強い基本法だ。あらゆる教育法規は教育基本法の精神に沿つて讀まなければならぬと私は思ふのです。だから教育に關する事務というものは、この一般的な教育内容も入るのかどうか、これはもう一度御答弁願ひたい。文部大臣いかがですか。

○荒木国務大臣 五十四条二項が文部大臣の職権命令として要求できるということであるならば、何でもできるのではないかと御懸念のあるような御発言であります。これは先刻も政府委員から申し上げましたように、法令に

基づかないで文部大臣が教育内容に關する調査等をやる権限が認められないことは當然でございませう。五十四条二項はあくまでも文部大臣の権限に属すること、そして必要という条件もついておるわけでありませう。今度の学力一斉調査は、先日も申し上げましたように、学校教育法第二十條の教科に關することは、文部大臣の専属の権限なりと中央官庁に留保しておる。原則は何回も仰せになったように、地方分権の制度のもとに行なわれておつて、教育委員会が独自の立場でやるわけですね。一つとして、文部大臣の権限に留保されたのが、学校教育法第二十條の教科に關する事項、それが必要などということにかかわつてくる、その場合、教育委員会に對して調査報告等を求めることができるという具体的な権限の発動の機会を規定しておかなければ、乱用されるおそれがある。論理的には當然留保された権限の執行上必要なこととがなせるはずでございませう。それ教育委員会に對して調査報告を求めるというやり方で命令ができるのだぞという、その機会を与えておる条文だと読むのであります。そういうことでございまして、その調査報告を求められました教育委員会は、またその教育委員会に、ないしは町村教育委員会の命令關係を定めようとする相互の命令關係を定めようとする条章に従つて、その義務を履行するということ、初めて一貫して調査報告要求の文部大臣の権限職責を果たせる手段が講じられる、そういう關係に立つもの

と思います。先刻もお話が出ましたように、五十一條はなるほど教育委員会と文部省との協力関係を規定しておりますが、規定がないならば協力義務が生じない、協力してやらないといふ事柄として、五十一條それ自身が有る。それに対して協力が原則ではあるが、例外として五十四條のごとき場合がある。それは必要な調査報告といふことで先刻申し上げたようなことにつながつていくといふことで、合法的に中央と地方の相互関係を通じまして、教育目的が達せられる、こういうことだと思つてあります。教育基本法第十條を御引用になりましたが、御指摘であります。不当な権力に服しないといふことは、眼前によくあつたと言われるような、これこそ不当な権力が教育の場に入つてきてはいけない、影響力をもたらしはけないといふことを書いておるのであつて、新しい憲法の趣旨に基づく、また教育基本法の他法令に定められて当然国家権力なりのあるいは教育委員会の権力が学校の場にあつては違法な介入だ、違法な介入は法律に明記した場合しか権力の介入は許せないといふことで、教育基本法第十條の求めに応じておる、その一つが今申し上げた教科に関する事項といふ権限の発動だと存じております。

○野原(覺)委員 あなたは五十四條二項は五十一條の例外規定だ、こういうのであります。私は五十一條は一般的に協力関係を規定したものであつて、五十四條二項は五十一條の一例示だ、こういうのであります。これは見解の相違といふはそれまででございますけれども、私が申し上げておるのは、そういうのではないといふと、文部大臣が教育に対する強制調査権といふ名のもとに、いわゆる今日の教育基本法、憲法が禁止しておる教育の国家統制が出てくるのではないか。これは新しい教育の当然の帰結としてそう解釈しなければならぬのではないかと、私はこういつておるのです。しかし、あなたはあくまでも突つぱねておるの、今私とあなたのこの問答のあらましであります。そこで、私は方面をかえてお尋ねをいたしますが、先生が子供に対して学習を指導する、そのことはどうですか、教育に関する事務ですか。教師が生徒に学習指導をするといふことは教育に関する事務でございましょうか。

○荒木国務大臣 先生が生徒に教えることは、そのことは教育に関する事務といふは言ひ得ないと思ひます。○野原(覺)委員 教師が生徒に教えるそのことは教育に関する事務ではない、学習指導は事務ではない、あなたはこう言われるのでございますが、あなたは御自身の答弁に矛盾があるとお考えになりませんか。先ほど教育に関する事務といふ私の質問に対して、あなたはこう答えたのです。学校教育法二十條を取り出されておる。あなたの答弁速記を見ると、学校教育法二十條といふのが最後に出てくるのです。これがあなたのきめ手になつていらつしやる。ところがこの学校教育法二十條には、なるほど、教科に関する事項は監督庁がこれを定めると書いてある。だから教科に関する事項は監督庁、読みかえれば、文部大臣、おれがきめるんだ、だから教科に関する事項は教育に関する事務と読んだつて何ら

差しつかえないんだ、こういうめぢやくちやな法律解釈をもつて臨んでおられるのです。ところが、学校教育法の二十條といふのは、教科に関する事項は監督庁がこれを定めると書いてただけであつて、教科に関する内容も教科に関する指導も文部大臣が定まるといふ意味じゃありませんよ。その点どう御解釈になりますか。○荒木国務大臣 生徒に先生が教えること、そのことが教科に関する事項ではない、これは当然だと思ひます。先生が生徒にどういふ教科書を使い、教科書の内容はどんなものであり、どういふ時間割でどんなふうにして教えるという基準は、教科に関する事項に含まれておる。だから学習指導要領も定め、あるいは教育課程も定め、あるいは教科書の検定もするといふ権限となつて現れております。それを受けて、そのことに關します限りは、教育委員会も五十四條二項に規定するようになつて求められたときには、これに応じねばならないといふことに關してきます。そしてその教育委員会の行動半徑は何だといふならば、二十三條でもつて教育に関する事務といふものは列挙した十數項目に關することであるといふことで、学校教育法二十條にはまる教科に關することは実施される。そのあらゆる法律、政令等に基づいて基準なり、指示なり、それに基づいて先生が教える、教えることそのことは教育委員会がみずからやつたり、あるいは文部大臣がみずからやつたりすることは許さないといふ關係だと思ひます。

○野原(覺)委員 どうもあなたの答弁ははつきりしないのです。学力テストといふのは、教育に関する事務だと思ひます。○荒木国務大臣 調査すること、そのことは地方教育行政法にいうところの教育に関する事務だと思ひます。○野原(覺)委員 学習を指導することは事務ではない。しかし学力テストは事務だ、その解釈をされる、そのつながりをもつて少し説明して下さい。私は学習指導と学力テストといふものは切り離すことができないものと思ひます。これを事務だ、こう言ひますけれども、そこには非常な無理がありはしませんか。学習指導の中に入るのである、テストをするといふことは、テストをしてその結果を見てまた指導するのです。テストをすること自体が教育なんです。学習なんです。テストは事務である、しかし学習は内容である、そんなばかなことがあります。一体そんな非常識なことがあります。今日の教育ではテストと学習は離れちゃいけないのです。先生が考査をする、テストをする、これは学習です。教育です。テストの中に学習があるのです。もう少し教育の本質を考えて御答弁願ひたい。あなたはあくまでも五十四條二項とこつていらつしやる。これにこだわられておる。学習指導は内容だ。テストは事務だ、それを全国に放送してごらんない。何という非常識な大臣だといふことになると思ひます。もう一ぺんお聞きします。しかしこれはあなたがあくまでそう突つぱねるのかもしれないが、もう一度お聞きしておきます。

○荒木国務大臣 先ほどお答えした通りに考へております。

○野原(覺)委員 そりやないといふ

もしそう答へなかつたならば、五十四条の二項に基づいて学力テストをやるというそのことは根柢からくずれるのであります。だからあなたはこれは最後の一線です。どんなに論理の矛盾を感じ、どんなに事態の不明確を御自身感じておられましても、ここは譲歩がでないでしよ、おそろくあなたとしては……、そういう悩みのままに今日学力テストを実施なされようとしておる。惜けないものだと思ふ。私も問題にするのはそこなんです。私は結果的にはやってもよいと思ひます。やるならやってもよい。しかしやしくも国会議員を納得させて下さい。国の税金を一億圓も持ち出して——一億圓じゃない、都道府県金を持つてきたらただけになりますか。市町村や都道府県には多大の税負担を住民に負わせて、そうしてわれわれに対しては何らその理解も納得も与えないままに、これを強行するとは一体何たることです。こういうやり方は政治、国政を冒瀆しています。私もこれを問題にしておるのです。このままの形で十月二十六日にあなたがやれるということになると、私は実は大へんなことになると思つております。これは教育界が大へんなことだけではない。今日の文部行政自体に対して実は重大なる提起をしたいと思つてゐる。こういうままで強行するというところであれば、予算に組んでおるからどうしてもやらなければならぬならば、やらなければならぬようにもう少し親切な説明をすべきだ、もう少し納得のいく法的解釈を示すべきだ。ないじゃないですか。

そこで私は重ねてお尋ねをいたします

すが、文部大臣の教育委員会に対する関係は、指揮、命令ではなくて、命令、強制ではなくて、実は指導的な立場をとると私は解釈をいたしてあります。文部大臣も指導的要素を持つておると申しますか、その指導的な立場、命令的な立場ではない、こう私は思ふのでございますが、大臣はどうお考えになりますか。

○荒木国務大臣 指導助言の立場もありまして、命令的な立場も法律に定められておる限度においてあると理解しております。

○野原(覺)委員 私が尋ねておるのはいさういふことではないのです。原則として、こうつけ加へましよう。それは今日の日本の教育のあり方として、教育行政の場で文部大臣と教育委員会が完全に対立しておるとは、今日の法制のもとでは私もそれは思ひません。完全に対立しておるとは思ひません。しかし文部大臣が教育委員会に対処する場合には、指導的な機能を持つて対処するんだし、命令じゃないに指導だ。それは法に基づくところによつて命令の場もあるかも知れません。ごくわずかですね。じゃ、お聞きしますが、その命令の場とはどれだけあります。地方教育行政法を大臣も少し読んでもらいたいと思ふ。命令の場とはどれだけあります。指導助言の場はほとんどじゃありませんか。法文に書いておるでしよ、その点いかがですか。

○荒木国務大臣 今申し上げましたように、建前は地方分権だとはしよつちゅう申し上げ、その理解しております。その意味において原則的に指導助言の立場に立つておることもお説の通りと

思ひます。しかし法律に定められたものに關する限りは、命令的な立場にもあるというのを申し上げたわけであります。

○野原(覺)委員 命令のできる条文はどこでございませうか、お示し下さい。そして指導助言のできる部分がどこにありますが、お示し下さい。そういう考え方で今日教育委員会にあなただが対処されておるとすれば、私は大問題だと思ふのです。指導助言もできれば命令もできるんだ、そういう考え方で文部行政が行なわれておるとすれば、また行なわれておるからこそ今日の教育界は混乱しておる。教育行政に對する認識が私はどうもおありでないのではないかと気がする。だから聞いておるのです。どうなんですか。

○荒木国務大臣 今お答えしたことで尽きておると思ひますが、具体的に何条と何条にどう書いてあるということには全部記憶しておりませんから、めくつて調べ出すのに時間がとれそうでございますから、必要ならば政府委員からその条文は申します。

○内藤政府委員 各法律で規定がございします。たとえば学校教育法二十条には、教科に關する事項は文部大臣が定めるように規定がございしますし、教育行政法關係の法律でも、先ほどお述べになりました五十二條、これは文部大臣の措置要求の規定でございしますが、五十三條、五十四條は文部大臣の調査に關する権限でございします。その他各法律によりまして、文部大臣がどの程度権限を持つておるかは、もう少し具体的に必要ならば一覧表でもお出ししたいと思ひます。これはそれぞれの法

律に文部大臣と定めてあるのは全部文部大臣の権限でございします。

○野原(覺)委員 私は権限が全然ないとは言つていないのです。権限のあり方を尋ねておる。権限のあり方はあくまでも指導的な機能を持つものだ、指導的な立場の権限だ。これは厳格な意味における権限とはいへないかもしれぬ。指導性だ。だからあなたが指摘した措置要求にしても、これはねばならぬといふ昔の文部大臣、昔の政府が教育行政全般に對して命令、強制をしたあり方とは違ふのです。それからまた第四十八條などを見て下さい。第四十八條はこう書いてある。(文部大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助) こういう条文を設けておる。こういう条文というのは戦前の法規にはなかつたのです。だから第四十八條といふものは、文部大臣と教育委員会の実相互關係を規定した根柢だ、これをあなた方が否定するということになれば大問題であります。なるほど命令する条文がある。措置要求をするところがある。それはあります。それは國の行政ですから、教育といへども國と孤立した完全な意味の地方分権とは申し上げませんけれども、國の教育でございしますから文部大臣が干渉しなければならぬという点はあるけれども、それは指導的な立場で干渉する。この点どうですか。

○内藤政府委員 お説の通り、四十八條に指導助言の規定は書かれてあるわけでございます。それから先ほど申し上げましたように、五十二條、五十三條、五十四條はそれぞれ文部大臣の職権による権限でございします。このほか各法律によつて文部大臣の権限と定

められた事項は、これは当然文部大臣が指揮、命令できる権限でございします。

○野原(覺)委員 そういふことは、文部大臣は私は指導助言の立場に立つのか、教育委員会に對して命令ができる、そういう基本的な立場に立つておるのかというのをよくお考えいただくかなければならぬと思ふのであります。

そこで私はもう一度もとに戻つてお尋ねいたしますが、もとに戻つてお尋ねする意味は、あなたが最終的にいわれることは、学校教育法の二十條、それと五十四條の二項、これを結びつけて学力テストの強制調査を合法化せしめよう、こういうお考えでございしますから、私はあえてもとに戻ります。学校教育法の二十條は教科に關する内容、教科に關する指導、こういうものを包含するとはあなたはお考えですか。

○荒木国務大臣 先刻お答えしたと思ひますが、学校教育法二十條の教科に關する事項といふのは、学習指導要領を定め、あるいは教育課程を定め、その共通的な基本的な指針を定めることを内容としておると承知します。

○野原(覺)委員 学校教育法の二十條は、教科に關する事項は監督庁がこれを定める、この教科に關する事項とは何ですか。

○内藤政府委員 これは学校教育法施行規則をござんいたいただきますと、その中に教科に關する章がございします。そこに掲げておるような事項でございします。

○野原(覺)委員 それは学校教育法施行規則のたしか二十四條二項または二十五條を局長はさしておられるのではないかと私は思ふが、それでござい

すか。

○内閣府委員 これは第二節として教科に関する事項が二十四条から二十九条まで出ております。

○野原(覺)委員 これは文部大臣、この施行規則の二十四条から二十四条の二、二十五条を読んで下さい。「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という)並びに道徳、特別教育活動及び学校行事等によって構成するものとす。」「教科を並べただけですよ。学校教育法の二十条というのはいくつとをいっておるだけなのです。つまり監督庁がこれを定めるというの、小学校の教科はこうだ、中学校の教科はこうだ、これを定めるだけです。内容については、何もこれを規定するとはいいないのです。学校教育法はこういう教科を定めるといふのです。いれんや学習の指導などは人間的、学習指導と連関のある学力テストなど入りはしないのです。だから教育に関する事務は学力テストも入るのだというところはとんでもないことです。学校教育法二十条はそういう裏打ちはありません。文部大臣の考えをお聞きしておきましょう。

○内閣府委員 二十四条の二には「各教科及び道徳の授業時数は、別表第一に定める授業時数を下つてはならない。」「二十五条に行きまして、「教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領による」ということが規定されております。一項ずつと教育内容のことが規定されております。それからさらにそれを受けて、今度は十二条の三に「指導要録等が

規定されておるわけでありす。

○野原(覺)委員 そのことは知っておるのです。だから、指導要録の基準を定めたから、文部大臣に学力テストの権限があるとは一体何事ですか。今度文部大臣にお尋ねしますが、あなたはどのような権限でテストをやるのです。あなたは学校教育法によってやるのだ、こういうのだ、学校教育法二十条でやるのだというけれども、学校教育法の二十条は今言った施行規則に連関がある、施行規則を見てみると教科を定める、指導要領を定める、こうあるだけだ。その基準の権限は今日の法律ではあなたに与えてある。しかしあなたは教育する資格はないのです。幾ら文部大臣であつてもあなたは教員免許はないはず。あなたは教育をつかさどる資格はない。文部大臣といふのは國務大臣であり行政大臣である。それが文部大臣だ。その行政をつかさどるあなたが、教育をつかさどることに入っていく法的根拠もないのです。これは大へんな違法ですよ。学校教育法では説明できませんよ。文部大臣の所見を承つておきます。

○荒木國務大臣 学校教育法二十条によりまして、教科に関する事項の責任を持たれておる、文部大臣に専属しておると思ひます。その作用としては先ほど説明申し上げましたような施行規則によつて基準を定めるといふことになつておる。さらにはまた、二十一条は、教科書の検討権限も専属のものとして与えられておる。そういう基準に基いて小中学校の教育が行なわれねばならないわけでありす。行なわれておるわけでありすが、そこで、その行なわれておる教育の基準に関する限

りにおいて、到達度を確かめて、その実情に基いて改善をしていくという責任も当然含まれておると思ひます。その責任を果たしますために、一つの方

法としては、一斉の学力調査を、基準を定めた限度内においてやつていくというこのつながりが、先ほど申し上げておることでありす。もとより文部大臣が直接免状もなしに、まだ免状を持つておられても、文部大臣といふ立場で生徒に教えるという教育活動それ自体ができるものでないことは申し上げるまでもございせん。そのことは教育委員会についても同断だと思ひます。そこでこの地方教育行政法において、教育に関する事務とは何ぞやといふことを地行法二十三条ではっきりときめておる。そのことは当然学習指導も含んでおるわけございまして、その教育委員会に固有するところの教育に関する事務を通じて、最初に申し上げた義務教育課程の到達度を確かめるために必要な調査をする。その調査権限そのものは、五十四条二項に「つきりと与えられておる。その権限を通じて、教育委員会の本来持つておる学習指導に関する権限によつてこの調査をやらうという相互関係の一連のつながりにおいて目的を達する、かように理解しております。

○野原(覺)委員 二十三条は、教育委員会の職務権限を規定したものです。教育委員会の職務権限の中に、その五号ですかに、「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること」と、確かにこうありますけれども、しかしこれは、教育委員会が学習指導ができるということじゃないのです。教育委員会は

行政機関です。あなたが学習指導ができないように教育委員会もできないのですよ。あなたはこれを論議にたたい

まも説明をされたのだが、学力テストというものは、これは学習指導の何ですか、内容でしよう。学力テストは学習指導の事務ですか、内容ですか、どつちですか。

○荒木國務大臣 二十三条にいうところの教育に関する事務の一部と思ひます。

○野原(覺)委員 あいた口がふさがらないという言葉が世間にございます。が、これは私があなたにたたいまの場合申し上げたい言葉です。学力テストが教育に関する事務だと、こう突っぱらないと大へんなものだから、そう言われるけれども、テストをすること自体は学習指導の内容じゃありませんか、いかがでしようか、もう一度聞いておきたい。

○荒木國務大臣 さつきお答えした通りでございす。

○野原(覺)委員 そういふような良識のなさとおししますか、失礼でございすけれども、学力テストをするといふことは事務だ、これは天下の人は大笑いす。教師が子供に学力テストをする、国語のテストをする、そのことは学習指導の内容ではなしに、教育に関する事務だとあなたは確かに言つたのです。そういう考えであなたは今度の学力テストをやられるわけです。私は断じてこれは承服することができません。

時間もございせんから、まだ質問はたくさんありますが、本日は一応これで終わりますが、十月二十六日の一斉学力テストは断じてやるべきではあ

りません。予算に組んであるからやるとあなたは考へようでありすが、これは延期すべきです。もう少し国会議員の私どもにもわからせて下さい。私ども文教委員は文教政策に参加してゐる。そうしてわれわれに何らの納得も理解も与えないままに学力テストは教育に関する事務だ、学習指導ではないのだ、そういう考えで強行されることは、私どもは認めるわけにはいきません。この国会の終わるまでに何らかの私どもの重大な意思表示をいたします。あなたがそういう考えでこれを強行するのならやめて下さい。実は私はもう少し良識のある答弁がいただけると思つた。全く良識がないじゃありませんか。教育に対する何らの見識もないじゃありませんか。学力テストが事務で、学習指導でないとは一体何たることですか。そういうめちやく

ちゃんな考えでこれを強行するところに問題があるのです。だからあなたがこの学力テストを遅滞なく円滑に行なえるものかどうかは私はじつと見ておりました。これをもし遅滞なく円滑に行ないたいと思ひましたら、私も社会党にももう少し了解させて下さい。あなたも誠意ある答弁をやつて下さい。あなたの考えをすなおにおししていただくなれば、私も協力するにやぶさかではないのです。しかし木で鼻をくくるというか、全くお話にならぬ。だからそういう考えでできるものなら私は見せていただきます。しかし教育界は大混乱に追い込んだあなたの政治責任は残ります。国の金を一億円、都道府県の金を使つたら十億円になるかどうか私は知りませんが、そういう金を使って、しかも教育界を

混乱させて、国会にも何ら良識ある答弁をしないで強行するのならやめていただきます。

以上で終わります。

○山中(香)委員 大臣にちょっと伺いますが、岩手においてこの学力テストを施行すると同時に、戦後十年もかかって私はそれに関係したのですが、教育研究所で教育課程の研究をして、その地域に即した教育課程を編成し、その線に沿った問題を出して、その評価については教育委員会、それから教育現場の教員が寄って協議するという案を一応提案したのですが、教育委員会の方は、それを付けている。それは教育的でないといふは見ています。私は、すなおにほんとうに地域に即しながら、そうして全国的な文部省の意図があるならば、どこにその地域の誤差があるか、問題の出し方で一番りっぱな結果が出てきて、将来の改革になると思ふのです。そういう場合に文部省においてそれは認められないというような非教育的な指導はさるべきでないと思ふので、そういう具体的な問題ができたときには、もっと弾力性をお持ちになつて、全国的な立場と、地域の教育の特殊性に基づいて、むしろそういうものを奨励をしていくという立場をとるべきだと思ふのですが、その辺、一言だけでも結構です。大臣のお答えをお聞きたいしたい。

○荒木国務大臣 学力テストは、その地域において教育委員会が学校長と協力してやりますことも、むしろ一つのこととて、本来地方分権的な建前をとつております意味からいっても、当然だと思ふ。それは教育委員会みずからの考え方において、良識によってやらるべき筋合いのもので、国としてかれこれ言うべき筋合いじゃない。同時に、国全体の立場としてやるテストもまた当然あつてしかるべきだ。両々相待つて教育の場がよりよくなつていく資料にならうと思ひます。

○櫻内委員長 次会は来たる二十五日水曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

〔参照〕
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案
(内閣提出第二二号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

文教委員會議録第五号中正誤

ページ 行 誤 正
三一 四と五 頭にべて 頭に浮べて